

## 個人情報保護法の全面施行、 事業者は意識改革を！

— この法律は、これまでは隠しておけた  
個人情報を積極的に本人に見せるのが狙い

**個** 個人情報保護法がこの4月から全面施行された。この法律は、個人情報を  
使って事業をしている民間の「個人  
情報取扱事業者」に「個人情報」を正しく取り  
扱うように求めるものである。会社、大学や宗  
教法人、大半の税理士事務所などは、個人情報  
取扱事業者にあたる。事業者は、顧客・学生や  
従業員などの個人情報の保護のために、この法  
律にそった「個人情報保護規程」、「プライバ  
シー（個人情報保護）ポリシー」、「プライバ  
シーガイドライン」づくりに懸命だ。

こうした規程やポリシーづくりを支援した体  
験から気になることがある。規程やポリシーな  
どを適当に“作文してその場のぎ”に徹しよ  
うとする関係者の姿勢だ。これは、「事務所  
で保存している個人情報を外に漏らさないよ  
うにすればいいわけですよ」という言動に象  
徴的に表れている。背景には、個人情報保護  
法の“目的”への無理解がある。

確かに、事業者が保有している個人情報が  
外部に漏れないように対策をとることは大事  
だ。だが、この法律では、外部漏れ防止はも  
ちろんのこと、“これまで隠しておけた個人

情報を積極的に本人に見せる”のも目的である。

伝統的に“プライバシー”とは、“ひとり  
にしてみよう権利”と定義されてきた。ところ  
が、今日では、本人の知らないところで、事  
業者が自分のプライバシー（個人情報）に集  
め、保存していることが多い。ただ、現在  
のような“情報”の積極的な活用で成り立  
っている高度情報社会では、これら事業  
者に対し“個人情報の収集・保存・利用は  
一切まかりならぬ”として、“ひとり  
にしてみよう権利”を原理主義的に護  
るのは難しい。そこで、これら事業者が  
個人情報を取り扱う場合のルールをつくら  
うということで定められたのが今回の法律だ。

この法律では、事業者に対し、個人情報の  
収集に際し、本人に利用目的をよく説明し、  
同意を得るように求めている。これは、  
収集した個人情報を本来の目的以外に利  
用する場合も同じだ。一方、本人には、  
事業者が保有する自分の情報を見せて  
もらう権利、内容に誤りがあれば訂正  
してもらう権利などを認めている。ま  
さに、この法律は、本人に対し「自  
分の情報を自分で管理する権利」、  
つまり「個人情報の自己コントロール  
権」を保障したものだ。こうした  
権利を侵害した事業者には罰則も  
ある。

ともかく、事業者は、いつでも、本人  
に保有する個人情報を見せられるよ  
うに各種の個人データベースを適  
正に管理し、整備しておく必要  
がある。事業者の徹底した意識改  
革が求められる。

2005年4月1日

PIJ代表 石村 耕治

### 主な記事

- ・巻頭言～個人情報保護法の全面施行、事業者は意識改革を！
- ・偽造カード対策に潜む住基カードの“生体認証型”化への危機
- ・生体認証情報の民間利用とバイオプライバシー
- ・最新のプライバシーニュースを点検する
- ・生体認証とプライバシー
- ・ニュージャージー州「生体認証識別子プライバシー法」
- ・気まぐれなストックオプション課税を黙認した最高裁判決

# 偽造カード対策に潜む 住基カードの「生体認証型」化への危惧

— イギリス政府の「生体認証型国民総ICカード制」導入プラン  
に対する市民の闘い

対論

河村たかし（衆議院議員・PIJ相談役）

石村耕治（白鷗大学教授・PIJ代表）

**住**基カードの不正取得事件は後を絶たない。また、偽造キャッシュカード問題が広がりを見せている。このため、金融界は、安全性が高いとされる生体認証型ICカードの導入に一齐に動きだしている。「安全」を理由に、預金者の指紋や指の静脈パターンなどの生体情報が生のまま民間機関に蓄積されようとしている。預金者本人を保護し、安全を確保するには、プライバシーの放棄もやむを得ないといった動きを強めている。いわば、監視カメラ問題と同じ道をたどっているようにも見える。

しかし、よく考えてみよう。銀行カードは約3億5千万枚程度が発行されている。こうしたカードが生体認証型ICカードに変わるとすれば、民間機関は、全成人国民の生体データを保有できることになる。また、こうしたデータの交換が金融機関の間で行われることになると、生体情報を提供したデータ主体のプライバシーに対する大きな脅威になるのは自明のところだ。こうした生体プライバシー保護の問題については、CNNニュース36号「生体認証技術による監視社会化とプライバシー」で、すでに議論したところである。

一方、本人になりすまし住基カードを不正に取得する犯罪が各地に広がりを見せている。役所が、こうしたものを出すから、不正取得、偽造などの犯罪が多発する。総務省が住基カードの取得を奨励すればするほど不正取得事件も増加していくに違いない。現在のICカードで安全管理は不十分となれば、住基カードは生体認証型ICカードに進んでいく恐れも強い。これを認めると、国家が国民の多様な生体情報を保有できることになる。「背番号」+「ICカード」+「生体認証情報」の3点セットによる国

民監視システムにエスカレートする。

事実、イギリス政府は、「生体認証型国民総ICカード制」の導入を進めている。昨年（2004年）11月24日には「身分証カード法案」（Identity Cards Bill）が、議会で提出された。この法案では、英居住者全員の背番号に加え、両手の「指紋」、両眼の「虹彩」および「顔面の寸法（人相）」を記録し、全国センターで管理することになっている。一方、本人（生体認証情報主体）には、こうした生体認証情報を電子データ処理しマイクロチップに収納したICカードを交付する。交付する際には、本人に署名してもらい、その署名は電子処理した上で当局が保存する。全国センターに保存された全居住者の生体認証情報には、警察、入国管理当局、課税庁、社会保障給付行政当局などがアクセスできる。

英住民は、当面は、交付を受けた生体認証型国民ICカードの常時携帯は求められない。社会保障給付などを受ける際に、提示を求められるに過ぎない。ただ、2013年に議会が投票により、カード携帯の義務化などを決めることができる。

こうした内容の法案の撤回を求め、すでに英国の主要な人権団体は市民団体や野党との連携を強め、徹底抗戦の体勢に入っている。

今回は、「なりすまし犯罪者」天国化しつつある日本での民間機関によるルールなき生体認証型ICカードの利用拡大や、データ監視国家化を強めるイギリスでの生体認証型国民総ICカード制導入案の経過などについて、河村たかし衆議院議員と石村耕治PIJ代表に議論していただいた。

（CNNニュース編集部）

## 己のキャパシティを知ることの 難しさ

(石村) 昨年末は、名古屋市長選出馬、そして撤回と、なかなか難しい人生の決断を迫られたのではないかと案じております。まあ、市民団体サイドからいうと、国政に帰ってきてもらってよかった、と安堵しております。

(河村) いろいろとありまして、いわれるような顛末になりました。大きな変化を考えたのですが、地元の政界は余り大きな変化を望んでおらんようでした。残念ながら、今回のような結末に至りました。いろいろとご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

(石村) 名古屋市だけではなく、各地の自治体は、議員、労組をはじめとした“地域の生活共同体”ですから。「市民は主役」とかいわれてはいるものの、とりわけ内部にいる者は、大きな変化など望んでいないのが実情ではないかと思えます。ですから、改革派をみんなで引きずり下ろそうとするのでしょう。まあ、本当は、これでは、市民は浮かばれないのでしょうか。長野県知事が苦心しているのがよくわかります。地方政治における“地域社会主義”は、なかなか堅固ですからね。大阪市とかを見ても、お手盛り手当とか税金の使い方はひどいわけです。市長は無策、税金をたらふく食っている大方のサラリーマン議員や労組はこうした首長が最適といった態度でしょう。あれでは市民は投票に行く気にはならないでしょう。

(河村) どこも自治体は、言われたようなのが実情です。やはり、こうした問題は、ほっかっておけんわけです。しかし、市長選は出ないと決めましたので、これからも地域の世直しは当然のこととして、改めて、国政で一步一步、国民の奉仕する活動に精進していきたいと思えます。

(石村) 誰しも己のキャパシティを知erことは難しいのですね。いろんな意味で、社会的に弱い者の味方になり、国民のしもべとして生きるのが河村代議士には最も似合う、と思っております。いっしょに、雑巾がけからやり直しましょう。今後は“民間の総理”を目指してください。

(河村) “総理大臣の民営化”ですか？コンセプトから考えさせて下さい。

## 急増する“なりすまし犯罪”と 「備え」の死角

(河村) わが国では、偽造キャッシュカード問題の広がりを受け、銀行業界がなりすまし対策に乗り出してきました。いわゆる「身元盗用 (identity theft)」、つまり“なりすまし犯罪”は、アメリカでも猛威をふるっています。連邦議会で毎年のように公聴会が開かれていますね (詳しくは、「アメリカでの社会保障番号濫用規制、議会の動向を紹介する (1) ~」CNNニュース26号以降)。今回は、わが国での問題の所在を含めて、「なりすまし犯罪対策とプライバシー保護」の観点から話をしたいと思います。

(石村) まず、ちょっと論点を整理してみたいと思います。アメリカの場合、実質的には国民背番号である「社会保障番号 (SSN=Social Security Numbers)」は、官民にわたりオープンな形で利用されています。そして、この番号が盗用され、クレジットカードがつくられ、被害がでているわけですね。

(河村) これに対して、わが国の場合には、住民票コード番号はオープンに使われていない。むしろ、住民票コードは、住民基本台帳カード (住基カード) に格納されているわけですからね。

(石村) ですから、本人になりすまして住基カードを取得し、身分証明書に使うのがねらいですね。もちろん、それを使って、サラ金から借入れをするなどの詐欺事件も起きています。昨年2月から3月にかけて佐賀県鳥栖市の事件や福島県の事件は、これでした (詳しくはCNNニュース37号参照)。

(河村) 昨年10月に警視庁が摘発したケースでは、埼玉県所沢市の主婦になりすまして、中国籍のエステ店員が住基カードを取得した事件でした。

(石村) その主婦の夫が手引きしていたようですが。

(河村) このケースでは、不法滞在の摘発逃れがねらいだったようですね。

(石村) まあ、市区町村が発行したIDカードですから、警察官の職務質問でも、威力は相当なものではないかと思えます。

(河村) 札幌市では、暴力団組員が、知人の保険証で17歳の少女に住基カードを不正取得させ、風俗店で働かせていた事件が発覚していますよね。まあ、予想された範囲内のことなんでしょうけども……。

(石村) こうなってくると、住基カードを交付する側は、慎重にならざるを得ない。また、住基カードの提示を受けた方も、いわば“ニセ札”ではないかと疑心暗鬼にならざるをえない。段々、不

信は根深いものになってくると思います。

(河村) そもそも機械でつくられた複雑な機能を持つICカードを、肉眼で確認しろといわれても、どえらい話ですよ。

(石村) 住基カードが作られる段階でチェックできなかった偽装を、本人確認の段階で見分けよ、という方がよほど問題です。

(河村) 国民全員に住基カードを携帯させれば、テロリストとかを見分けができる、というのも幻想ですしね。

(石村) そりゃそうです。テロリストは、不正に作成された住基カードを携帯して自由に闊歩して歩く可能性の方が高くなりますよ。

住基カードの普及率0.28%だから、  
まだ問題は少ない

(河村) 総務省は昨年(2004年)12月1日に、住基ネットワークの2003年8月の本格稼働が始まってから1年後の昨年8月現在の住基カードの交付枚数を公表しました。全国で36万1420枚とのこと。鳴り物入りでスタートした住基ネットでしたが、普及率は総人口に対しわずか0.28%。

(石村) 昨年3月末で84万枚との総務省見込みを大きく下回っていますね。

(河村) 初めて調査した総務省は「自治体の申請を基に積み上げた見込みが大幅に狂ったが、カードは着実に増えている」と強気の構えのようですね。調査によると、最も普及率が高かったのは宮崎市の11.3%(3万4834枚)。次いで岩手県水沢市8.4%(5047枚)、島根県出雲市8.2%(7108枚)だった状況です。発行枚数でも宮崎市がトップ。横浜市が1万378枚(0.3%)と続いていますね。

(石村) まあ、普及率0.28%だから、まだいいのでしょうか。市区町村が発行主体となっていますから、窓口が無数にあるわけです。不正取得は防げないし、なりすまし問題はますます深刻になることが懸念されます。

(河村) 住基カード発行は、もうとっくに旬が過ぎてますよ。総務省が笛を吹いても、これからはそんなに踊る人は増えないのではないかな。あきやすい国民性だからね。

(石村) まあ、ムダな公共投資の典型なのでしょうけど。

(河村) ポイントカードにするとか、自治体は工夫

を凝らしてきているようですが。だけど、これは、どこか茶番だね。民間のカードだからだね。

(石村) 小さな自治体ならばいくらか効果があるかも知れませんが。あっちでも、こっちでもポイント、ポイント、の時代です。もう、賢い住民はそんなものに踊らされないと思いますよ。それよりも、住基カードの制度がある以上、他人がなりすまして自分名義の住基カードを不正取得し、それでクレジットカードをつくり詐欺を働かないか、常に注意する必要があります。まったく、厄介な時代に入りました。

(河村) それ以上に、無くしてしまったら、大変だわな。

運転免許証の非接触型ICカード化の死角

(石村) 現在、警察庁は、2006〔平成18〕年1月からICカード免許証の発行に向けて準備をすすめています。

(河村) 偽造や変造防止にねらいを定めているんだろうけど。

(石村) それもあると思います。ただ、ICカードの種類としては、「非接触型ICカード～近接型」を採用するといっています。

(河村) 「非接触型ICカード～近接型」というところに引っかかるな。

(石村) そうですね。非接触型には大きく3種に分かれ、それぞれ次のような特徴があります。

〔図表1〕非接触型ICカード

密着型 Close coupling
接点のないICカードと呼ばれるもので、リーダーに挿入して利用。高セキュリティと耐環境性を背景に接触型ICカードからの置き換えを想定している。
リモート式 Remote Coupling
遠隔型と呼ばれるもので、リーダーに近づけることで通信を行う。通信周波数および交信距離で近接型、近傍型等に分けられる。
近接型 Proximity
1cm～約20cmの交信距離を想定したデータ・キャリア。周波数として13.56MHz帯域を利用する。海外では交通関係の決済処理カードとしての実績があるが、国内では電波法の問題もあってようやくテレホン・カードでの運用が開始、都営地下鉄での採用が決定。

(河村) ICカード運転免許証で、近接型を採用するという事は、例えば、警察官がICカード読取機(カードリーダー)を携帯していれば、提示を求めなくともカード内容の読み取りができることになるわけですね。

(石村) 河村代議士が、いまICカード運転免許証を持っているとします。読取機を携帯している警察官は、代議士に近づくことで、河村代議士の本人確認ができてしまいます。

(河村) 何かおっかないところがありますね。最近、商品に付けられるようになってきたICタグの件でも、同じ問題があったような気がします(詳しくはCNNニュース37号参照)。

(石村) 住基カードも、実は、非接触式ICカードです。これを国民に携行させれば、読取機を携帯する警察官は、本人に近づくだけで弱い電波でもって本人確認ができてしまいます。

(河村) なかなか巧妙に仕組みられていますよね。

(石村) 位置確認機能を持つPHSなどより、簡単に本人確認ができてしまいます。しかし、これでもなりすまし犯罪を防ぐのは至難の業です。

(河村) 機械に依存すればするほど、五感が鈍ることも問題ですが……。近接型のICカード免許証の採用には問題がありそうですね。

### 急増するフィッシング詐欺

(石村) それから、なりすまし犯罪関連で最近急増しているのが「フィッシング詐欺」です。

(河村) ネット詐欺の一種ですね。

(石村) そうです。手口は、消費者が取引相手である企業の確認が難しいインターネット環境を利用し、メール差出人を詐称したメールを送信し、メールの受信者に詐欺目的でつくられたホームページ(HP)にアクセスさせ、金融機関・口座番号、クレジットカード番号、パスワード等を入力させることにより、重要なセンシティブな個人情報を不正に手に入れるものです。最近では、詐欺目的のホームページでありながら、アドレスバーのURLを上書きすることで、利用者があたかも本当のWEBページにアクセスしているかのように錯誤させるURLスプーフィング(アドレスバーの偽造)という手口も使われだしています。

(河村) 詐欺団が、どこか有名なホテルに“なりすまし”、そのHPを偽装しWEB上に載せ、そこに予約を入れさせ、センシティブな個人情報

を不正に手に入れる例もあったと聞きましたが……。

(石村) そんな類のものです。

### 出揃う偽造キャッシュカード対策

(河村) 話しを戻しますが、今回の偽造キャッシュカード事件は「スキミング」と呼ばれる磁気情報の抜き取り技術で暗証番号が読み取られたことが原因でしたね。

(石村) そうです。これは、銀行業界がまだ磁気カードを使っていたことが原因でしょう。クレジットカードの方は、IC化がすすみ、もうこの種の問題は大方解決していますから。

(河村) 被害額が2004年度上半期だけで4億6,100万円に達したと報道されていますよね。この金額をどう捉えるかについては、いろんな見方があるでしょう。まあ、銀行業界の怠慢については、少なくとも「お客さま本位」じゃなかったことは確かですよ。

(石村) そう思います。一般に、各行は、生体認証(指の静脈パターン)型のキャッシュカードのIC化、引き出し限度額の引き下げなどで対応する方針を明確にしていますね。

(河村) いいのか、悪いのか、何でも自己責任が強調される時代です。だけども、スキミングとか、個人の対応では限界があることも確かだからね。法的には銀行が被害者でしょうから……。

(石村) ですから、預金者は、不法に引き出されたATMを管理する銀行に対し、被害届けを警察に出すように求める必要があるわけです。

(河村) だけども、銀行は暗証番号が一致すれば、なりすましが原因であっても、責任は負わない、通帳をつくる時に約款で確認しているでしょうから。

(石村) ただ、盗難の場合と偽造カードの場合ではちょっと違うようです。偽造カードの場合には、預金者本人に過失がない旨を証明できれば、補償に応じているようです。

(河村) ただ、被害にあっても、アメリカのような預金者はある程度の損失負担はするけれども、残りは確実に補償されるというルールがないですからね。

(石村) 仰せのとおりです。まあ、条件を緩和し、一定の枠内で補償に応じる方向にあるようですが……。

## 偽造カードへの「備え」で広がる 生体認証型ICカード

(河村) 偽造カード対策の一つに、「バイオメトリクス(生体認証)」技術を使ったICカードの導入が提案されていますね。すでに、大手では東京三菱銀行が先陣を切って、個人認証に手のひらの静脈を使ったタイプのICカードを導入しています。中堅では、スルガ銀行なども同タイプの生体認証型ICカードを導入しています。

(石村) 当初、東京三菱は、生体認証に「指紋」を使うと聞いていたが。

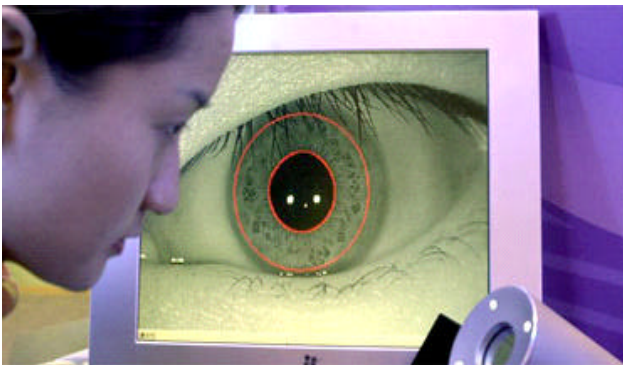
(河村) 「指紋」は捜査当局が「犯罪の摘発」に長く使ってきたというイメージがありますから……。

(石村) まあ、東京三菱は、指紋を頻繁に使っている捜査当局の片棒をかついでいるのではないが、との印象を避けるために、「手のひら静脈」にしたのではないのでしょうか。

(河村) 全銀協は「指の静脈パターン」を標準として採用する動きを見せていますが。

(石村) ともかく、「生体認証」は、「指紋」とか、「顔面の特徴」とか、「眼球の虹彩」とかで本人確認を行おうということですから、「身体認証」とも呼ばれます。また、「生体認識」の呼び名もあります。

眼球の虹彩、網膜パターンを採取し、  
電子データ化し、本人確認に使う



(河村) 指紋とかは同じものはないと言われていきます。ですから、いわゆる「なりすまし」対策としては万全ということでしょうけど……。

(石村) 仰せのとおりです。「生体認証」、「身体認証」は、欧米で広がっています。わが国でも、企業が着々と研究・開発を進めています。英語では、「biometrics(バイオメトリクス)」あるいは「biometric identifier(バイオメトリック・アイデンティファイアー)」とか呼ばれます。いわ

ゆる「bionics(バイオニクス・生体学)」、「biometric technology(生体工学)」、つまり生体機能を電子工学的に活用しようという、流れからきています。

(河村) こうしたバイオとITをドッキングさせた技術を、防犯やテロ対策はもちろんのこと、行政や民間ビジネスにも幅広く使おうという趣旨でしようけども。使い方によっては、人権や自由、さらには消費者の生体情報の濫用などの面から、大きな問題をはらんでおるようですが。

(石村) 仰せのとおりです。いわゆる「バイオプライバシー」上の課題が山積しています。

## 現実には、普通のデジカメも 顔面認識型の時代

(河村) まあ、こうした課題は後回しで、技術が先行してしまっているのしょうけども……。

(石村) 仰せのとおりです。生体認識技術の活用が進んでいる欧米でも、人権や消費者保護の観点から大きな問題となっています。ともかく、わが国でも、NEC、オムロン、松下電器、日立といった主だった企業は、軒並みにバイオメトリクスの分野に進出しています。スルガ銀行の例では富士通の技術が使われているようです。早急に、この分野での公共政策を確立する必要があります。

(河村) 携帯電話で写真を撮れる時代です。あっちこっちで、誰もが自由奔放に撮りまくっているのが現実です。

(石村) だけれども、よく考えると、「肖像権」の問題がありますよね。

(河村) それで、肖像権を守るとしても、実際は、こういった形で携帯電話を使った撮影行為を規制ができますか? カメラでいろんなものを撮るのは、それこそ伝統的な「自由権」の範囲内の行為でしょう。で、政治主導での公共政策の確立といっても、実に難しいところもありますよね……。

(石村) 良く分かります。

(河村) 確かに、監視カメラ規制では、石村代表と私とで杉並区長に働きかけて一定の成果はあげられたとは思いますが……。

(石村) しかし、先端技術と人権問題との融合を考えるのは政治の役割でしょう。

(河村) 言われていることは分かります。けれども、最近、ニコンが、「顔認識型のオートフォーカス(顔面認識FA)」のデジタルカメラを発売

しましたね。

(石村) まあ、顔面認証型で、しかもオートフォーカスですと、確かに焦点はあうでしょうね(笑い)。

(河村) しかも、値段も4～5万円程度。月産30万台の売り上げを見込んでするわけですからね。

(石村) 確かに、現実には、このように、どんどん一般家庭にも生体認証の先端技術が入り込んできてますね。

(河村) どうですか。悩ましい問題ですよ。いっしょに、考えてください。

(石村) まあ、この場合の生体認証技術の使い方は少々違うとは思いますが。デジカメの中にあらかじめ誰かの人相パターンが格納されているわけではないですから・・・。

(河村) だけでも、このまま進めば、この種のデジカメで一回撮った写真は自動的にデータ処理されてICチップに内蔵され、次に同じ人物を認識した場合には、自動的に識別・反応するような、“探偵仕様”、デジカメみたいな製品が出てくるかもね。

(石村) “探偵仕様”、といえば聞こえはいいですけど。現実には、持ち歩きのできる「携帯タイプの生体認証型監視カメラ」ですよ。

(河村) 同じ監視カメラであっても、定置タイプ、あるいは据付式だと法規制をうけ、携帯タイプと受けない・・・でも、これでは“釣り合い”が取れてませんからダメ。だけれども、いろんな先端技術が出てくる度に、それにガイドラインとか、条例・法律で網をかける・・・。これも、どうなんですかね。

(石村) ですから、こういったスタンダードで考えていくか、何らかのルールが必要でしょうね。

### 生体認証の種類と利用目的

(河村) ひとくちに生体認証、生体認識といっても、いろんな種類のものがあると思いますが。

(石村) 生体認証技術には、さまざまなものがあります。例えば、筆跡認証のように、昔から広く使われてきた方式を電子工学的に応用しようというものもありますね。それから、指紋認識も伝統的な手法だと思います。ただ、一般人から生体認証データの入手や認証の精度、利用者からの自発的な協力などについては、幅があります。主な技術をリストにすると、次のとおりです。

〔図表2〕主な生体認証技術と特徴

顔面(人相)認識 (facial recognition)	非接触、 遠隔認識も可
声紋認識 (voiceprint recognition)	非接触、 電話認識も可
指紋認識 (fingerprint recognition)	要接触
手形認識 (hand geometry)	要接触
DNA認識 (DNA recognition)	日常の確認方式と しては難あり
眼球認識 (eye retinal pattern)	非接触認識も可
筆跡認識 (signature verification)	要接触
静脈認識 (vein check)	非接触認識も可

(石村) バイオメトリクス(生体認証)技術については、その利用先や利用方法・用途に着眼して、評価する必要があるかと思います。

〔図表3〕生体認証技術の利用先と目的・用途

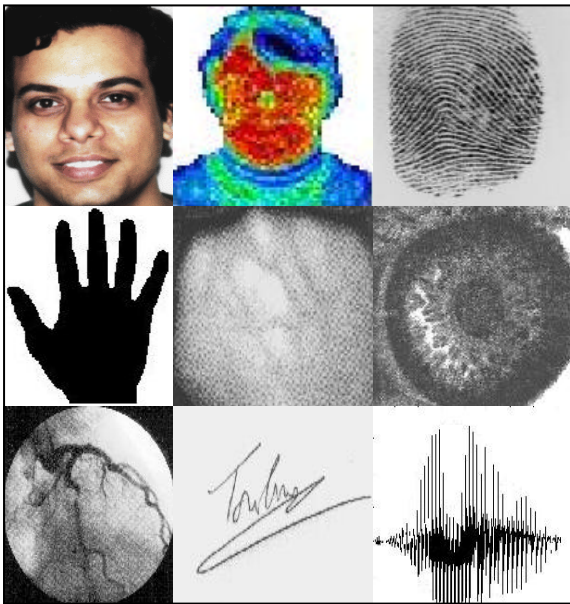
利用機関等	利用目的・用途等
警察・捜査当局	・犯罪の防止・捜査 ・摘発、・テロ治安対策
行政(国・自治体)	・本人確認(パスポート)、 ・国民監視(ICカード)、 ・社会保障給付の不正受給の防止
民間機関	・本人確認、 ・防犯対策、 ・商業利用
市民	・本人確認、 ・防犯対策

(河村) 民間機関のみならず、行政機関などでの幅広い利用が想定されているのでしょうか。

(石村) 公的セクターでも、各国が生体認証型の電子パスポートを国際標準にしようという動きがあります。ですから、現実には、バイオメトリクス技術に対して、“絶対ダメの原理主義”では、私たちの権利や自由を守れないとこまで来ています。アメリカのように、顔面認識や指紋を当局に提供しないと入国できない国もある時代です。



## さまざまなバイオメトリクス（生体認証）技術



（河村）指紋押捺拒否運動があります。これは、在留外国人が、官（行政）の求めた指紋押捺にノーマルと言う動きです。先にあげた、東京三菱銀行のケースのように、民間企業が、強制ではなく、自発的に、消費者に手のひらの静脈の提供を求めるのは、どうなのでしょう。

（石村）逆に、こうした問題について、政治はどう応えるつもりなのかが問われていると思います。政策的には、大きく野放しにする、規制を加える、の二つになるかと思いますが。

（河村）公共政策の選択としては、仰せの二つが可能な途でしょうね。

（石村）また、規制を加えるとしても、（a）全面禁止とするのか、（b）利用を認めながらも、消費者の権利を確立するための規制を検討するのかの二つの途が考えられます。例えば、民間機関は、消費者が生体認証式の本人確認方法を望まないとしても、サービスの提供を拒否してはならないといった具合にね。

（河村）指紋押捺拒否運動などがあった時代から考えると、今の時代はどういった方向に動いているのか疑問がでますね。

### 「生体本人確認」と「生体認証」の相違と一致

（石村）生体工学を使ったこうした技術は、厳密には、「生体本人確認（Biometrics for Identification）」と「生体認証（Biometrics for

Verification）」とに分けて考えることもできます（河村）「生体本人確認」は、いわゆる身分証明書ですか。マンションや会社の入口で、本人かどうかを確認するのがはやっていますが。それでは、「生体認証」はどうなりますか。

（石村）「生体認証」は、電子商取引とか、いわゆる「電子印鑑証明」の分野ですよね。ですから、技術によっては、生体認証になじまないものもあります。

（河村）東京三菱銀行は、預金の出し入れ、クレジット、電子マネーといった多機能のICカードを個人向けに発行していますね。この銀行カードでは、生体認証技術を採用、手のひらの静脈で本人確認をするものですね。

（石村）これは、「生体本人確認」と「生体認証」がドッキングされたケースといえます。今後、ますますとの境界がはっきりしないものが増えていくと思います。

（河村）よくわかります。ということは、あえて双方を厳密に分けて考えなくともよいことにもなりますね。

### 民間での生体認証型ICカードによる「備え」に潜むワナ

（石村）現在、生体認証型ICカードは民間に静かな広がりを見せています。しかし、この広がりには潜むワナがあります。

（河村）どういったことでしょうか。

（石村）住基ネットで配布されているICカード（住基カード）の精度をあげ、不正取得、不正利用の防止を口実に指紋や顔面など生体認識のデータを、公権力が採取し、本人確認や個人認証に使おうという動きが出てくるのではないかと、ということです。いわゆる生体認証情報の「行政利用」へのエスカレート問題です。

（河村）つまり、背番号（住民票コード）だけでなく、指紋や目の虹彩、DNA残基などをイメージ処理し、住基カードに入力するように求める方向へエスカレートすることが危惧されることですか。

（石村）そうです。現に、NECインフロンティアというNECの子会社が、国産初の住基カードに対応した指紋認証機能つきICカード読取装置を開発したそうです。それで、自治体に7～8万円で売り込みたい意向だとか、報道されています。

（河村）国策の住基カードですから、各自治体が



勝手に生体認証型を採用し出すかどうか分かりませんが、技術的にはすでに可能ということですから。重い課題ですね。

(石村) こうした技術を活用し、住基カードに生体認証情報を搭載することは、国民のコンセンサスなしで許されないことでしょう。それから、原因はともかくとして、指のない住民、それから目のない人もいますからね。

(河村) 確かに指紋認証技術の採用は、こうした面でも差別を生む恐れがありますね。生体認証情報として「手のひら静脈パターン」を採用した東京三菱銀行やスルガ銀行では、手のない顧客などに対しては、どのような対策を取っているのか気になりますね。

(石村) それから、先ほども触れましたが、全銀協は、生体認証型ICキャッシュカードの採用にあたり、「指の静脈パターン」を標準仕様に統一しようとしていますね。

(河村) 確かに、指のない人は困りますね。まあ、顔のない人はいないから、「顔面認識」、いわゆる「人相」が一番よさそうですが。まあ、顔つきは、年とともに変化しますが・・・。

(石村) いずれにせよ、民間が先行する形で生体認証型ICカードの利用の広がりをわざと放置しておく。そして、一般に普及した頃に、総務省などの役所が、住基カードの生体認証型化をはかることも考えられますからね。

(河村) 確かに、民間が生体認証型ICカードを使っているのだから、行政だって、住基カードや運転免許ICカードを生体認証型に切り換えて当たり前の方向に進む可能性は高いですね。

(石村) なりすまし対策を口実として・・・。

(河村) パスポートがそうした方向でしょう。

(石村) 運転免許証なども同じですね。それから、国によっては、国民全員に役所が発行する生体認証型身分証ICカードを持たせる計画もありますね。

(河村) ほかって置いたら、当然、住基カードもそうした恐ろしいものに化けますね。

(石村) まさに、民間における生体認証型ICカードの静かな広がりに潜むワナに注意しないとダメですね。

(河村) とくに、イギリスが「生体認証型国民総ICカード制」導入計画をすすめておるようすが・・・。その後の動きはどうか。

## イギリスの「生体認証型国民総ICカード制」導入計画の行方 ～「絶望国家」づくりに、 罪悪感なきブレア政権

(石村) 2003年11月11日に、イギリス政府のディービッド・ブランケット内務大臣(当時)が、眼球の虹彩、指紋および顔面認識を組み込んだICカード導入プランを発表しました。

(河村) ブレア政権の「絶望国家」づくり策と非難されているものですね。

(石村) そうです。

(河村) 私が知るところでは、イギリスでは、1969年に、当時のウイルソン政権が、国民登録証(IDカード)導入案を公表したものの、閣内からの強い反対、与党議員や労組からの反対で頓挫した経緯があったと記憶していますが。

(石村) それより前、第二次大戦中は、イギリスでは、いわゆる「戦時IDカード」が発給されたようです。しかし、指紋採取は行われませんでした。戦後、廃止されました。



生体認証型ICカードサンプル

(石村) 多分、当時は、紙製のIDカードでしたでしょうけども。今度は、各人の広範な個人情報に加えて、眼球の虹彩や両手の指紋、人相をイメージ処理して全国センターで収集管理し、しかもこれら生体認証情報を格納したICカード、つまり「生体認証型ICカード」を交付するプランです。

(河村) 私ども日本人から見れば、かなり人権侵害的な国民登録証制度導入案のように見えますね。導入プランの概要は分かりませんか。

(石村) 2003年11月11日に公表された12頁の白書『身分証明カード：その工程(Identity Cards: The Next Steps)』によると、工程表(ロードマップ)は、次のようです。

〔図表4〕イギリス政府の「生体認証型国民総ICカード制」導入ロードマップ

2003年 秋～	1万人のボランティアを使って眼球と指紋をベースとした生体認証式の身元確認の精度と安全性について、6カ月の試行を開始。その後、導入法案の公表。
2004年 秋～	<u>国民電子データベース登録機関の創設を含む、国民登録証制度を導入するための法案提出。</u>
2005年	<u>ヨーロッパ諸国旅行用のクレジットカード・タイプで、生体認証式の新型パスポートの導入。</u>
2007年	生体認証登録証ICカードの導入。国民電子データベース登録機関の設置・稼働。パスポートと運転免許と身分証明を兼ねた生体認証式統合ICカードの段階的導入。
2013年	内閣と議会の承認が得られれば、生体認証式統合ICカードの取得の義務化。

下線は現段階（2004年～2005年）

### プライバシーを「ホロコースト」 送りにするブレア政権

（河村）私どもの想像を超える大胆な計画ですね。クレジットカード・タイプのパスポートと運転免許、そして身分証明書を一体化した「生体認証型統合ICカード」を発行し、国民電子データベース登録機関で管理するわけですか。

（石村）まさに「生体認証型電子収容所列島化」あるいは「生体認証型監視国家」の方向ですね。運転免許を持っている限り、このICカードは半ば強制的に取得・携帯せざるをえないですからね。もちろん、運転免許もパスポートも持たない人には、任意でふつうの生体認証登録証ICカードを取得できる仕組みです。

（河村）一応、取得は任意なのですね。

（石村）昨年（2004年）11月29日に、内務相が「身分証明カード法案」（Identity Cards Bill）を公表しました。この法案によると、2013年までには、内閣と議会がどうするか決めることになっています。ただし、およそ450万人の居住外国人については、強制取得です。内務省は、約6千万国民の8割程度の人たちが取得すれ

ば、取得を義務付けるのに一般市民の抵抗感はなくなるのではないかと見ています。

（河村）はじめは内国民には携帯は義務化しない方針だと……。とはいうものの、運転免許証と一体化されるとなれば、携帯しないわけにはいきませんからね。狡猾だね。

（石村）仰せのとおりです。

（河村）利用範囲はどうですか。

（石村）官民双方に使われる予定です。当初は、医療、教育、公営住宅、納税、社会保障給付など、主に公的なサービスに使うとされています。カードの提示ができない者について、サービスを提供するかどうかについては、各機関の意思に委ねる方向のようです。

（河村）「プライバシーの国家完全管理で皆安全」の政策なんでしょうけども。

（石村）プライバシーを狙い撃ちし、「ゼロプライバシー国家」が「理想」のブレア政権なんでしょうけども……。プライバシーを「ホロコースト」送りにする構想との非難を受けています。

### 「身分証明（ID）カード」のネーミング

（河村）「身分証明カード法案」というネーミング（名称）について聞きますけども。このカードは、いろいろな社会保障給付などの際の本人確認に使われることを前提としていますよね。単なる「身分証明証」ではないと思うのですが。となると、「身分証明（ID）カード」のネーミングでいいのですかね。

（石村）当初、英内務省の役人は、「身分証明（ID）カード」ではなく、各種社会保障にかかわる「受給資格証カード」（Entitlement Card）のネーミングを考えていたようです。

（河村）わが国でも、健康保険証のICカード化が検討されていますが。この場合には、「受給資格証ICカード」のネーミングでいいと思いますかね。

（石村）確かに、「身分証明（ID）カード」では、本人確認には使えても、社会保障の受給資格証には使えません。ただ、一方、「受給資格証カード」は、有資格者以外は保有できないのが原則ですから。

（河村）運転免許証を、運転免許のない人にも交付する提案もありますが。

（石村）いわゆる「ゼロ免許証」の仕組みの導入ですね。まあ、縦割り行政の壁を突破でき、身分

証明と各種の受給資格、免許などを包括したICカードを政府が交付する将来的な可能性は否定できないと思います。

(河村)現時点では、グローバルにみても、「身分証明(ID)カード」のネーミングの方が分かりやすいですよ。確かに・・・。

(石村)変に感心されても困りますが(笑い)・・・そういうこともあると思います。

### 「絶望センター」の役割

(河村)ブレア政権の生体認証型国民総ICカード制導入計画における主眼は、居住者全員に背番号を付けること。これは標準仕様だとして、それこそ目玉は、各人の眼球の虹彩や人相、手の指紋といった生体情報を収集して、それらを国家が画像処理したうえで、全国センターで集中管理するとともに、それらをICカードに入れて本人に交付して身元証明に使おうというものですよね。

(石村)そうです。約450万の居住外国人と海外居住者を含む約6千万イギリス国民の基本情報および広範な情報は国民データベースである「全国身分証明登録台帳」(National Identity Resister)、いわゆる「全国センター」で集約的に管理されます。

(河村)いわゆる「絶望センター」ですか。

(石村)そうです。「絶望センター」で管理される基本的な個人情報としては、氏名、生年月日、性別、移民資格、背番号、ならびに両目の虹彩、指紋および顔面の寸法(生体確認情報)などです。ただ、これらの情報には限定されず、後で詳しい図表にして紹介しますが、「絶望センター」、つまり全国センターでは、極めて広範な個人情報が管理されます。

(河村)背番号の付番もしますから、いわゆる「国民総背番号制」ではないんですか？

(石村)わが国の住基ネットは「国民総背番号制」ですが、ICカード(住民基本台帳カード)も発給する仕組みですから。

(河村)ということは、イギリスの「国民総ICカード制」も、「国民総背番号制」の一つ、「ニューバージョン」、と見ていいわけですか。

(石村)そうですね。このニューバージョンにおいて、最も真新しい提案は、(本人の生体認証情報)の採取・本人確認目的での利用でしょう。ただ、指紋以外に生体認証情報については、何を採用するか、正式には決まっています

が・・・。

(河村)ともかく、この「身分証明(ID)カード法案」は、イギリスでの「バイオメトリクス」の本格的な「行政」利用のきっかけになるわけですね。

### 「ゼロプライバシーで皆安全」策の死角

(石村)そうです。それから、こうした生体認証情報は、電子処理されマイクロチップ、ICカードに格納され、本人に交付されます。交付を受ける際には、署名しますが、その署名も電子処理され行政機関が保存することになります。

(河村)確かに生体認証情報は唯一無二ですから、正確に本人確認ができるでしょう。しかし、ただ、なりすましなどで、誤った生体認証情報が採取されたりしたら、逆に大変なことになりますよね。

(石村)ですから、英内務省も、収集の段階で、パスポートとか運転免許証を使うなどして、極めて注意深く本人確認をする必要があるといっています。

(河村)国民全員の眼球の虹彩パターンを採取するとすると、必ず不審者が紛れ込んできますよ。それを防ぐのがまた大変な作業ですね。

(石村)ですから、専門家は、「生体認証情報は唯一無二だから大丈夫・・・」だとかいう、信仰の世界でマインドコントロールされない方がよいと警告しています。なりすましは完全には防げません。

(河村)テロリストが生体認証式IDカードでなりすまし、イギリス中を闊歩することにもなりかねないわけですね。

(石村)それに、生体認証式IDカードは民間の技術でつくられていますから、こうした技術は漏えい、悪用が避けられませんか・・・。

(河村)それから、警察とか移民局などと全国センターとの関係はどうなるのですか。

(石村)テロリストや重大な刑法犯の場合を除き、捜査機関は、全国センターが保有する個人情報に「常時」アクセスはできないこととされています。

(河村)とすることは、原則としてはできるということですね。

(石村)そうなりますね。

(河村)それから、警察官は、職務質問をし、カードの提示を求めることができるのですか。

(石村) できないことになるもようです。ただ、犯罪に嫌疑者については、警察署まで同行を求め、カードの提示を求め、身元確認を行うことが許される、とされています。もっとも、近い将来、ライブスキャン (livescan) 技術が利用できるようになれば、警察官が、通行人にカードの提示を求め、全国センターに瞬時照会が可能になる、とも言っています。

(河村) 「国民の人格権の完全公有化、完全国家管理」、いわゆる「皆ゼロプライバシーで、皆安全」の構想、わが国の役人もモジモジしてるわな。住基ネットのエスカレート版のようなものだ

から・・・。

(石村) こんな構想をイギリスから「輸出」されたら困るわけです。

「プライバシーの死」を狙う  
法案の骨子

(河村) 「身分証明カード法案」をもう少し詳しく話していただけますか。

(石村) わかりました。この法案は、いわゆる「プライバシーの死」を狙うものですが、法案の骨子は、次のとおりです。

〔図表5〕身分証明カード法案(2005年1月25日現在版)の骨子

1	<p>全国身分証明登録台帳 (National Identification Register)</p> <p>〔法案第1(1)、6(1)〕：すべての連合王国の市民および16歳以上の居住者の広範な項目を収納する全国身分証明登録台帳(以下「登録台帳」)を創設し、内務長官がその責務を負うものとする。内務長官は、命令により、個人に対し登録台帳に登載するように義務を課することができるものとする。この命令に違反した者を、2,500ポンドの科料に処することができる。</p>
2	<p>全国身分確認登録番号 (National Identity Registration Number)</p> <p>〔法案第2(6)〕：すべての個人には、当該個人について記録された情報を登録台帳に登載するために唯一無二の番号(全国身分確認登録番号)が付与される。</p>
3	<p>全国身分証明登録台帳の目的</p> <p>〔法案第1(3)(4)〕：登録台帳の目的は、「登録事実」を証明するために便宜的な本人確認制度の確立、および「公益の必要性」に基づく安全かつ信頼できる本人確認制度の確立である。なお、「登録事実」とは、(a)本人確認、(b)連合王国における本人の居住地、(c)連合王国における本人の居住地歴、(d)連合王国における本人の居住期間歴、(e)本人の現在の居住資格、(f)本人の過去の居住資格歴、(g)身分証明目的で交付された各種の番号情報および関連情報、(h)記録された本人情報に対する主たるアクセス歴、ならびに(i)本人からの情報開示請求歴である。一方、「公益に必要性」とは、(a)国家安全保障目的、(b)犯罪の防止、(c)移民行政の管理・執行、(d)不法就労の取締、および(e)公共サービスの効率化をさす。</p>
4	<p>登録台帳に記録される本人情報</p> <p>〔法案第3(1)、別表1〕：個人情報～(a)本人の氏名、(b)通称、(c)生年月日、(d)出生地、(e)性別、(f)連合王国における主たる居住地の住所、(g)連合王国内にある他のすべての居住地の住所、ならびに(h)以前に一定期間以上居住した(連合王国内外)場所の住所；</p> <p>本人確認情報～(a)本人の頭部と肩の写真、(b)本人の署名、(c)本人の指紋、(d)その他の本人の生体認証情報；</p> <p>居住資格～(a)本人の国籍、(b)連合王国における社会保障の受給資格、ならびに(c)当該社会保障受給資格が、連合王国での居住期間に左右される場合にはその要件；</p> <p>個人照会番号等～( )登録台帳搭載記録とは、(a)全国身分確認登録番号、(b)本人に発行されたIDカード番号、(c)本人に付番された国民保険番号、(d)本人にかかる移民資料管理番号、(e)連合王国の旅券番号、(f)連合王国以外の国もしくは領地または国際機関が本人に発行した旅券番号、(g)旅券に代えて本人に交付された資料の番号、(h)連合王国以外</p>

4	<p>の国もしくは領地が本人に交付した身分証明書の番号、( i ) 連合王国に入国もしくは在留申請に関し内務長官が本人に交付した管理番号、( j ) 本人に交付された就労許可証番号、( k ) 本人の運転免許証番号、( l ) 上記の手續に関し本人が保有する指定された書類の番号、ならびに、( m ) 上記の記録にかかる番号が記載された資料の失効日もしくは有効期限をさす。( ) 「移民資料」とは、( a ) 連合王国への入国もしくはここでの居住に関し欧州条約のもとでの人の権利を確認するために使用された資料、( b ) 連合王国への出入国に関し出入国機能や記録資料の管理に使われた資料、および( c ) 出入国カードをさす。</p>
5	<p>生体認証情報の収集等 〔法案第5(5)〕：個人は、指定された場所と時間に出頭し、指紋その他の生体認証情報(目の虹彩および人相) ならびに写真撮影その他規則に定める情報を提供するように義務付けられる。</p>
6	<p>カードの交付等 〔法案第8〕：内務長官は、各個人に対し、既定の本人情報を暗号化された形で記録し、かつ、一定期間有効なIDカードを、本人の所有物として交付する。ただし、本人の申請がない場合には、交付されない。</p>
7	<p>公共サービスを受ける条件としてIDカードの提示を求める権限 〔法案第15〕：規則により、公共サービスを受ける条件としてIDカードの提示を求める権限を当局に付与することができる。この権限は、当局に対し、個人に常時IDカードの携帯を求めるものと解してはならない。</p>
8	<p>公的機関による利用 〔法案第19〕：内務長官は、本人の同意なしに、登録台帳に登載されたその者の情報を法律に定める目的の範囲内でさまざまな公的機関に提供できる。</p>
9	<p>全国身分確認制度コミッショナー 〔法案第24〕：登録台帳制度の運用を監視するために、内務長官は、全国身分確認制度コミッショナー(National Identity Scheme Commissioner) 任命しなければならない。コミッショナーは、運用状況に関する年次報告書を作成し、内務長官、議会などに提出しなければならない。</p>

### 生体認証情報で監視する “絶望国家”、でいいのか

(河村) 国家が全国民の人格権をトータルに管理する仕組みに近いですね。

(石村) そうです。まさに、全国センターは、「絶望センター」なわけです。国家が国民を生体情報に処理して管理・支配することの“倫理”が問われている、と思います。

(河村) 大量の移民が流入し、多民族国家化していく、一方で、テロや犯罪が頻発する。自国民を含め居住者全員の指紋とか、虹彩とか、顔つきを国家が管理する提案が、役人などから出てくるのは時代の流れなのかな。けども、個人が役人の要求に絶望しないように抵抗体となるのが真の政治の役割ですからね。それこそ、わが国が、こうした「ゼロプライバシー」の考え方をベースにした“絶望国家”の構想を真似ないように、イギリ

スの動きを批判的に注視して行かないといけませんね。

(石村) バイオメトリクスとかICチップといった先端技術が、“国家が国民を生体情報にして管理・支配すること”が可能な時代に入っています。ますます、政治に“倫理”や“哲学”が求められる時代に入ってくると思います。私も国民も、11ケタの人間バーコードを刺青されても、

役人と戦わず、  
人間バーコードを刺青して、皆で“ファイアー”！ “ファイアー”とか叫んでいるだけの国会サラリーマンのような人たちが信任しているようでは救われな



と思います。  
(河村) まあ、わが国の役人がこうしたイギリス並み

のことをやりだしたら、国会サラリーマン連中がそれを止められるかどうか・・・。

(石村) 国会議員の多くは、元役人や世襲。しかも、議員特権を守ることだけでは必死、国民を役人に売り渡すことなど平気なような連中が国会を闊歩しているようにも見えますからね。もちろん、選ぶ側の私も国民の責任ですが・・・。

### 「ぎょっ」とする生体情報の採取方法とコスト試算

(河村) それで、イギリスでは、どういう風に国民全員の虹彩のパターンや指紋、顔面の寸法を取るつもりなのですか。

(石村) 最寄りの郵便局ないしは市役所、役場に出向いて、本人が生体情報の採取に応じる仕組みです。採取された生体認証情報は、全国センターに送られデータベースに保存されるとともに、電子処理しマイクロチップに装着し、本人にICカード(身分証明証)として交付することになっています。

(河村) 全国の郵便局などに国民の眼球の虹彩パターンを採取する高価な機械を設置するのは可能なんですか。

(石村) 不可能でしょう。しかも、専門家は、実際、こうした場所での採取は不可能と見ています。ですから、各地の病院で採取することになるのではないかと、いっています。となると、ナチスが病院で生体実験をやったのと似たようなイメージを国民が持つのではないかと危惧されています。英首相である「ブレア」という男の正体を国民が見抜ける時がくる、というのが人権団体などの見方です。

(河村) 指紋は10本の指、全部について採取ですか。

(石村) 内務省は、10本が最適であるが、国民感情に配慮し、誤差を縮めるねらいから、2本としています。これに対し、電子パスポートの統一的な導入をねらうEUは10本の指の指紋採取を主張しています。結局、10本になるようです。

(河村) それから、それこそ「ぎょっ」とする他の生体情報の採取はどうなるんですか。

(石村) 眼球についてイギリス内務省は、虹彩をベストと考えています。いずれにしろ、生体認証式登録証ICカードに挿入される生体情報は、EUの電子パスポートにどのような生体情報が入られるかによるものと思われれますが。

(河村) コスト試算は出されているのですか。

(石村) 内務省は、具体的な計画がまだ不透明ということで、明確な試算を出していません。一方、内務省は、10年間有効のタイプで、身元確認目的だけの生体認証式登録証ICカードの場合は1人あたり35ポンド。身元確認にパスポート機能を持たせたICカード77ポンド。身元確認に運転免許証機能を持たせたICカード73ポンド。16歳未満の取得者は無料。それ以上でも、低所得者の場合には、10ポンドの割引。65歳以上には終身カードを交付。ただし、カードはICチップの耐用年数の関係から、無料で5年ごとに更新。大体、こんなところかと思えます。

(河村) 導入コストとランニングコストは相当な額になるでしょう。どうですか。

(石村) 労働党による新たな「人頭税」になる位の国民負担になるだろう、と批判されています。

### 居住外国人は強制取得

(河村) 先ほど、イギリスに居住する約450万の外国人は、生体認証式登録証ICカードが強制取得ということでしたが。

(石村) 仰せのとおりです。2~3百万人のEU諸国出身者を含む、3ヵ月以上の滞在者には取得が義務付けられます。2007年から、現行の居住許可証から生体認証式登録証ICカードに切り替える計画です。アイルランド出身者については、ICカードの強制取得の対象とするか、同国政府と協議することになります。

(河村) こうなってくると、わが国での外国人登録法による指紋押捺拒否運動とかの意義を今一度問い直す必要が出てきますね。過去の問題と片付けるのではなく・・・。

(石村) 前ブランクett内務相は、「テロだけでなく、不法就労、不法入国、なりすまし、組織犯罪などの対策にも役立つ」と言明しています。

(河村) けども、逆に、外国人を見たらテロリストとする風潮を助長しかねないわな。

### 「国家データベース」と「国民総ICカード制」の「公益目的」利用

(河村) 「身分証明(ID)カード法案」は、国家データベースである「全国身分証明登録台帳」(「全国センター」)の創設を含む、「国民総ICカード制」である生体認証型身分証明(ID)カードを導入するためのものですよね。それで、この仕組みは「公益に必要性」に基づいて活用さ



れるとの趣旨ですよ。

(石村)仰せのとおりです。この法案では、「公益の必要性」とは、(a)国家安全保障目的、(b)犯罪の防止、(c)移民行政の管理・執行、(d)不法就労の取締、および(e)公共サービスの効率化をさす、とっています(法案第1(4)参照)。

(河村)それで、生体認証型IDカードは、こうした「公益目的」の利用に役立つという確証があるんですかね。

#### 問われる不法就労の取締

(河村)例えば「不法就労の取締」に、生体認証型IDカードを使うとしたらどうなりますか。

(石村)不法就労先は、実際、零細企業が多いわけですね。こうした零細企業のすべてが、外国人就労希望者の目の虹彩とIDカードに格納された本人の虹彩パターンとを照合できるスキャナーを装備しないといけなくなります。あるいは、あらゆる警察署にスキャナーを置いて、そうした就労希望者に警察に出向いて本人確認を受けるように求めるのですか。

(河村)運用の仕方次第だろうけども、人権問題になりかねないわな。

#### 「国家データベース」の死角

(石村)全国センターとイギリス国内のすべての端末とリアルタイムでの接続には莫大のコストがかかります。で、プライバシーの「ホロコースト」ともいわれる、この「国家データベース」(全国センター)がダウンしたときには、イギリス全体がダウンしかねませんね。

(河村)これは、わが国の住基ネットでも同じでしょう。ただ、現在に住基ネットはほとんど休眠状態ですから、ダウンしても何とかマニュアルでやっていけるのですが、イギリスの国家データベースである全国センターの場合は、いったんダウンすると国家の機能が停止状態になるんじゃないかな。

(石村)それから、国家データベースである「全国身分証明登録台帳」(「全国センター」)から生体認証情報が漏洩した場合も大きな問題になります。

(河村)コード番号だと、変更すればそれで済みますが。虹彩とか、指紋は、それこそ唯一無二、変えることができませんからね。それこそ、厄介

な問題になるのは当たり前だわ。

#### 危惧される生体認証型IDカードの偽造

(石村)犯罪組織やテロリストが、他人の氏名などと自分らの生体認証情報を使って、IDカードを偽造した場合には、とりかえしのつかないことになります。

(河村)多分、電子署名、公開鍵などを使い、公的申請とか、そうした電子認証の分野では、偽造とかなりすましに対応できることも多いでしょう。けども、単なる本人確認とかに偽造された生体認証型IDカードが使われる可能性は少ないと思いますね。

(石村)犯罪組織とか、テロリスト集団とかは、かなりの「資源」を持っていますから、あなどれないですね。

(河村)私どもは、いまだ生体認証型IDカードの本当の怖さを知らないでいる状態かもしれませんね。それから、セキュリティを高めれば、高めるほど、国民のプライバシーは風化していく状態になるんじゃないかと思います。

(石村)ハイテクに酔うのではなく、ローテクの再評価も大切なのかも知れません。

#### イギリスの身分証明カード法案の 行方

(河村)ところで、昨年(2004年)11月29日に、英内務大臣が「身分証明カード法案」を公表したとのことでしたが。その後の議会での動きについて教えてください。

(石村)議会下院での同法案の審議において、昨年末に第二読会が終了しています。野党の保守党は賛成しました。当初から、自由民主党などは反対しています。第二読会終了後の票決では、175人の下院議員が棄権しました。ただ、与党労働党の多数は賛成しました。野党保守党下院議員のうち、70人が同法案に反対票を投じるか、投票を棄権しました。同法案はもし第三読会終了後の票決で下院を通過できれば、貴族院(上院)に送られることになります。

(河村)状況を聞きますと、かなりのところまできているんですね。

(石村)まあ、ブレア政権は労働党とというのは、イラク戦争には参戦するし、生体認証型国民総ICカード制の導入は進めるし、国家社会主義政党に近いのでは、との評価があるのも、事実で

す。わが国の民主党も似たところがありはしないかと見ていますが・・・（笑い）。この提案が出てきた当初から、バーバラ・ロッチェ前移民担当大臣は、「IDカードは、市民の自由に対する大きな脅威である」と批判していましたが。

（河村）イギリスの政権政党には、いろんなのがありますからね。それで、野党を含め今後の動きはどうですか。

（石村）今年2月に入って、昨年のクリスマス前の議会下院第二読会では、法案に賛成した野党労働党のマイケル・ハワード（Michael Howard）党首は、第三読会終了後の投票では、賛成票を投じないとの考えを明らかにしています。この背景には、党内有力派閥の有力議員が相次いで、「ファシスト、共産主義国家にでもなろうとする政策を盛り込んだ計画である」として、法案に反対する意思を表明したことにあります。

（河村）まあ、かつては、保守党も与党時代に、国民総IDカード制とか騒いでいたのですから。国民監視が大好きな政党であるという意味では、労働党も保守党も「同じ穴のむじな」のような感じを受けますが・・・。

（石村）ただ、2月に入って、議会の両院人権委員会が、身分証明法案は人権法（Human Rights Act）に抵触するのではないかと、と新チャールズ・クラーク内務相に質問書を送っています。今後の議会での動きが注目されるところです。

### 決め手なし、イギリスでの反対運動の現状

（河村）ところで、イギリスでのブレア政権の「生体認証型国民総ICカード制」導入計画、「絶望国家」づくりへの市民団体とかの抵抗の動きはどうですか。

（石村）人権団体「自由（Liberty）」のマーク・リトルウッド氏は、この提案が出てきた当初から反対しています。

（河村）大きな反対運動はないのですか。

（石村）規模は相当大きいですよ。「ストップ、IDカード、データベース国家」を合言葉に、IDカード導入に反対する連合体「NO2ID」が組織され、アクティブな反対運動を展開しています。

（河村）反対連合「NO2ID」は、かなりの市民団体が参加しているようですね。

（石村）反対連合「NO2ID」への参加状況については、ホームページ（[www.no2](http://www.no2)

[id.net/about/supporters.php](http://id.net/about/supporters.php)）で見ることができます。2005年2月時点では、次のような団体（NGO）や政党、自治体などが反対連合に参加しています（次頁参照）。

IDカード反対連合「NO2ID」が販売するTシャツ



（河村）わが国の住基ネット反対運動の当時と状況が似ていますよね。

（石村）そうですね。ヨーク市、オックスフォード市、ノーウィチ市の市議会議員が国会議員や政府に質問状を出しました。ヨーク市、ノーウィチ市は、反対連合「NO2ID」に加盟しました。双方の市は、市の給付行政にはIDカードの提示を要件としない旨を言明しました。また、法の範囲内で可能な限り、政府の生体認証型国民総ICカード制には協力しないことを言明しました。

（河村）本当に、わが国での住基ネット導入時の状況に似ていませんか。

（石村）ということは、役所には勝てないということですか（笑い）。ちなみに、イギリスでの最近の世論調査によると、300万人を超える市民がIDカード法案に反対の意思表示をしています。しかし、2月末には、法案は、英議会下院を通過し、貴族院に付託される見通しです。

（河村）決め手なしの状況ですか。イギリスは、すでに監視カメラ社会化でも有名。今度は、生体認証情報での監視社会化ですから・・・。私には、人権には相当、敏感な国という固定観念がありましたから、理解に苦しむところですね。イギリスは、5月始めに総選挙でしょう。

（石村）ところが、1月の世論調査では、国民の政党支持率は、労働党が38%、保守党が32%、自民党が22%、でした。野党が反対で一致できるかどうか？

（河村）もちろん、反対運動体は、次の総選挙に賭けているのでしょうけども、現時点では、苦戦を強いられているわけでしょう。

「NO2ID」へ参加している団体（NGO）や政党、自治体などのホームページ

団体（NGO）や政党、自治体	ホームページアドレス
・ 1990 Trust	<a href="http://www.blink.org.uk/">http://www.blink.org.uk/</a>
・ Action on Rights for Children ( ARCh )	<a href="http://www.arch-ed.org/">http://www.arch-ed.org/</a>
・ Activist Network	<a href="http://www.activistnetwork.org.uk/">http://www.activistnetwork.org.uk/</a>
・ Campaign Against Criminalising Communities	<a href="http://www.cacc.org.uk/">http://www.cacc.org.uk/</a>
・ Cardiff Social Forum	<a href="http://www.cardiffsocialforum.org.uk/">http://www.cardiffsocialforum.org.uk/</a>
・ Charter 88	<a href="http://www.charter88.org.uk/">http://www.charter88.org.uk/</a>
・ Democracy Movement	<a href="http://www.democracymovement.org.uk/">http://www.democracymovement.org.uk/</a>
・ Foundation for Information Policy Research	<a href="http://www.fipr.org/">http://www.fipr.org/</a>
・ Freedom Association	<a href="http://www.tfa.net/">http://www.tfa.net/</a>
・ Globalise Resistance	<a href="http://www.resist.org.uk/">http://www.resist.org.uk/</a>
・ Green Action	<a href="http://www.leeds.ac.uk/union/socs/greenaction/">http://www.leeds.ac.uk/union/socs/greenaction/</a>
・ Green Party of England and Wales	<a href="http://www.greenparty.org.uk/">http://www.greenparty.org.uk/</a>
・ Index on Censorship	<a href="http://www.indexonline.org/">http://www.indexonline.org/</a>
・ Liberal Democrats	<a href="http://www.libdems.org.uk/">http://www.libdems.org.uk/</a>
・ Liberal Party	<a href="http://www.liberal.org.uk/">http://www.liberal.org.uk/</a>
・ Libertarian Alliance	<a href="http://www.libertarian.co.uk/">http://www.libertarian.co.uk/</a>
・ Liberty	<a href="http://www.liberty-human-rights.org.uk/">http://www.liberty-human-rights.org.uk/</a>
・ Network for Economic & Political Democracy	<a href="http://www.nepd.org.uk/idcard.htm">http://www.nepd.org.uk/idcard.htm</a>
・ New Alliance	<a href="http://www.newalliance.org.uk/idcards.htm">http://www.newalliance.org.uk/idcards.htm</a>
・ Norwich City Council	<a href="http://www.norwich.gov.uk/site_files/pages/Home.html">http://www.norwich.gov.uk/site_files/pages/Home.html</a>
・ Plaid Cymru	<a href="http://www.plaidcymru.org/">http://www.plaidcymru.org/</a>
・ Privacy International	<a href="http://www.privacyinternational.org/">http://www.privacyinternational.org/</a>
・ Q-News	<a href="http://www.q-news.com/">http://www.q-news.com/</a>
・ Radical Activist Network	<a href="http://www.radicalactivist.net/">http://www.radicalactivist.net/</a>
・ RESPECT - The Unity Coalition	<a href="http://www.respectcoalition.com/">http://www.respectcoalition.com/</a>
・ Scottish Human Rights Centre	<a href="http://www.scottishhumanrightscentre.org.uk/">http://www.scottishhumanrightscentre.org.uk/</a>
・ Scottish Socialist Party	<a href="http://www.scottishsocialistparty.org/">http://www.scottishsocialistparty.org/</a>
・ Socialist Environmental Alliance	<a href="http://socialistenvironmentalalliance.org/cgi-bin/sea/index.pl">http://socialistenvironmentalalliance.org/cgi-bin/sea/index.pl</a>
・ Socialist Labour Party	<a href="http://www.socialist-labour-party.org.uk/">http://www.socialist-labour-party.org.uk/</a>
・ Southwark Green Party	<a href="http://www.sgp.saltire.org/">http://www.sgp.saltire.org/</a>
・ Statewatch	<a href="http://www.statewatch.org/">http://www.statewatch.org/</a>
・ UKIP Bournemouth West	<a href="http://www.westbournemouthukip.com/">http://www.westbournemouthukip.com/</a>
・ UNISON City of Plymouth	<a href="http://www.plymouthcity.unisonplus.net/">http://www.plymouthcity.unisonplus.net/</a>
・ UNISON South West	<a href="http://www.unison.org.uk/southwest/">http://www.unison.org.uk/southwest/</a>
・ York City Council	<a href="http://www.york.gov.uk/">http://www.york.gov.uk/</a>

## 住基カードの生体認証型化へ 「飛び火」する危惧

(石村) それもそうですが、むしろ、英首相ブレアの「生体認証型電子収容所列島化」構想が、いずれはわが国にも飛び火してくるのではないかと危惧されます。

(河村) 対岸の火事とは言ってはいただけませんね。わが国の総務省とかの役人は、住基カードも「なりすまし」対策を口実に、「生体認証型」の採用に向けて裏でやりだすでしょう。

(石村) 当然、連中は、じっとイギリスの動きを注視していますよ。

(河村) 石村代表がイギリスの現状について端端と話されますから、危機意識が薄れます。けれども、相当危ない構想ですよ。第一、こうした生体認証情報を国家が採取し、一元管理することが「道德」的に許されるのですかね。

(石村) 同感です。それこそ「人格権の保護」の観点から大きな疑問を感じます。

(河村) わが国のICカード産業、生体認証型ICカードの研究開発をやっている企業が、手具業を引いていることでしょう。

(石村) こうした動きを座視していると、わが国の住基ネットによる国民監視システムが、現在の「背番号」+「ICカード」に加え、「生体認証情報」の3点セットにエスカレートしていくのは必至でしょう。政治家に役人をしっかりとコントロールして欲しいですね。無理かな？

(河村) 先ほど話したように、国会サラリーマンが多勢の現状ですから、何とも……。

## 生体認証技術と人格権の保護の課題

(河村) 先ほども触れたように、生体認証技術は、指紋認識の他に、顔面(人相)認識、眼球(虹彩・網膜など)認識、声紋認識などと実にいるいます。ただ、生体認証技術は、国民の人権にもどえらい影響を与えますからね。にもかかわらず、ほとんどオープンな議論がされていないですよ。

(石村) 仰せのとおりです。いろいろな生体認証技術の幅広い利用は、この社会に多大な影響を及ぼすのは確実です。確かに、企業の営業の自由も守らなければなりません。

(河村) とはいっても、自由に移動する権利や匿

名で行動する自由など、いわゆる「ひとりにして置かれる権利」を守ることは、自由社会の根本の問題です。営業の自由を超えるものではないですか。

## 国民の合意のための禁止・凍結政策の選択

(石村) 国民の合意があるまで、一時禁止・凍結政策を選択する途があると思います。

(河村) ですが、すでに一部技術は実用化されています。全銀協は指の静脈パターンを加盟銀行に採用するように指導している段階にあるわけですからね。

(石村) 確かに、大規模な実用化も目前に迫っています。しかし、本当は、国民のコンセンサスが得られるまで、一時凍結すべきだと思いますが。

(河村) それも一つの案ですよ。

(石村) もちろん、国民にこの技術の功罪をしっかりと説明し、コンセンサスが得られるまで、生体認証技術の汎用を凍結するのも一案ですが。

(河村) 確かに、国民の合意が得られ、人権の保護法制が整備されなければ、解禁しないという政策の選択もあるね。

(石村) 現在は、生体認証技術で棚ぼた利益をねらうバイオ・IT産業の利益だけが突出して、守られようとしていますからね。全銀協加盟の銀行は、どこかのバイオメトリクス企業と組んで、顧客を使って、それこそ「生体実験」をやろうということなのでしょうけども。

(河村) 私も、この「生体実験」においては、生体認証技術の利用に伴い予想される危険性や責任問題などを含め、顧客側の個人の権利には、ほとんど配慮されてない、と思うね。表面的に見た限りですけど……。

## 条件闘争しかないのか

(石村) もちろん、政策が具体化するまでは、禁止・凍結するという途があります。一方で、仮に生体認証技術の濫用に歯止めをかけた上で、その利用にゴーサインを出すとしたら、この場合、必要となる規制措置としては、どのようなものが考えられるのでしょうか。

(河村) まず、政府規制がいいのか、業界による自主規制がいいのか、を決めなさいけませんね。それから、効率性とか安全性とか、いずれも業者側の都合や目線で考えた主張が目立ちますから……。

(石村)仰せのとおりです。指の静脈認証技術の利用のケース一つとして見ても、信頼性や安全性などについて、消費者、顧客側の目線ではほとんど議論されてないですからね。

(河村)で、具体的には、どういった対応が要るのでしょうか。

(石村)このケースで大事なのは、金融機関の求める生態情報の提供に応じないとしても、消費者にサービスを受ける権利が保障されることです。ですから、指の静脈パターンの提供に応じない預金者には、サービス提供を拒絶するということが起こらないように規制をかけることが重点となります。

(河村)もちろん、生体認証情報の提供に応じた場合でも、採取した側の目的外利用・外部提供をどうコントロールするかの課題があるね。それから、盗難や悪用対策の課題もあるしね。

(石村)指紋のような生体認証情報はほぼ一生変りません。盗まれたりしたら、本当は深刻なはずなんです。生体認証情報は、生のまま保存されたり、利用してはいけません。暗号処理、変数で加工して、盗まれた場合には、変数を変えることで対応できるような安全対策が必要です。

(河村)ですから、こうした生体認証情報の場合、民間機関が、いわゆる「取消しできる生体認証」のコンセプトを応用しないまま、ストックできるようなものではダメだということでしょう。

(石村)仰せのとおりです。4桁のパスワードは盗用されたら、変えればいい。生体認証情報についても、同じような仕組みが必要なわけです。採取された生体認証情報は、その保存・利用に先立ち、必ず変数を加えて画像処理をする。

(河村)つまり、保存・利用している生体認証情報が盗まれたりしたら、変数を変えることで安全対策ができるようになっていなければならない、というわけだ。この点については、個人情報保護法一般の問題とは別途の、生体認証情報特有の課題があるわけだね。

#### 「匿名で行動する自由」なしの 超監視社会への途

(石村)私どもは、これまで、社会の中で、匿名で行動する自由を謳歌してきました。つまり、憲法的には、「移動の自由」とか、そういったカテゴリーの自由権を保障されてきたわけです。ところが、一連の生体認証技術の開発・実用化により、生体機能や生体情報を電子工学的に活用し、

人をあらゆる方法で監視する「生体情報監視社会」の方向にまっしぐらの状況にあります。先端工学技術に押されて、伝統的な憲法的な自由は「お題目」だけの状況にある、といってもよいのかも知れません。

(河村)公共空間を自由に往来し、店舗を回って買物をする。また、ひっそりエロチックな映画を観たり、競技場でエキサイティングな試合を観戦する。現憲法では、こうしたことを、基本的に匿名でできる社会を想定していますよね。

(石村)ところが、例えば、スーパーマーケットの観客入口に顔面認識技術を織り込んだ監視カメラを設置したとします。それで、あらかじめ以前に万引きしたり、クレームを付けた問題の人物の顔面の特徴をデータベースに入力しておけば、自動的に選別し、ヒットした人物を排除できるわけです。入店を断ることも可能になるのではないのでしょうか。

(河村)まあ、見方によっては、「営業の自由」を守るのに有用な生体認証技術の使い方なんだろうけども。

(石村)ただ、この場合、企業が一方的につくったスタンダードで、そうした先端技術が使われる懸念があります。

(河村)どこかで監視されている社会、あるいは匿名で行動する自由のない社会……。確かに、「悪いことをしなければ恐れることはない」では済まされない問題がありますよね。第一、眼球の虹彩とか、指紋とかいう「身体の特徴」は、その人の究極のセンシティブ情報です。これを、本人の同意もなく収集・利用するケースに当たるとは思いませんか。個人情報保護法の基本に触れるような問題もあると思いますよ。

(石村)もちろん、個人情報保護法の面からも、どう規制できるのか、よく吟味する必要がありますね。ある意味では、政治の出番かも知れません。

#### まず、「プライバシー影響評価」を

(河村)生体認証技術を使った銀行ICカードを無原則に認めたら、他の民間機関での利用はもちろんのこと、それが官(行政)での利用拡大の「呼び水」にならないとも限りませんね。

(石村)仰せのとおりです。当初は、民間利用の拡大でしょうけど。

(河村)それで、まあ、役所は、民間先行で様子見しようといったところでしょう。

(石村)当然、役所は生体認証技術の行政利用のチャンスをうかがう。

(河村)そりゃあ国民が、役所が生体認証技術を活用することにアレルギーが徐々になくなって行けば、行政利用は容易くなるわな。

(石村)例えば、運転免許証の更新に警察署にいきます。そのときに撮った写真が密かに画像(イメージ)処理され、顔面認識データとして目的外利用される可能性が出てくるわけですね。

(河村)実際は、今でも撮られた写真は、電子データ処理されて、警察署のデータベースに保存されているようだけでも。場合によっては、データ保存された顔面画像が犯罪捜査に使われる可能性もあるね。

(石村)ところが、撮られた方は、ただの写真撮影だと思っている・・・。

(河村)確かに、顔面データを目的外収集するケースに当たるわな。個人情報保護法にいう、インフォームド・コンセント(十分な説明を受けた上での本人の同意)の問題がでてくるね。

(石村)とは言っても、免許証の更新をしないわけにはいきませんからね。

(河村)それに、先ほど触れましたけども、警察庁は、運転免許証をICカード化する方針ですしね。イギリスのように、生体認証型ICカードにエスカレートしかねない・・・。免許証所有者の顔面パターン、つまり「人相」を運転免許ICカードのICチップに埋め込むのは、現在の技術でもできますからね。

(石村)ですから、生体認証技術は、それがどういうものであるか、そして、その用途などが、一般に十分に公開される必要があるわけです。その上で、その技術の「プライバシー影響評価(privacy impact assessment)」が十分になされる必要があります。

(河村)つまり、生体認証技術の「裏口利用」は許さない、というわけですね。それで、これは、官民の区別なく、ですね。

(石村)そうです。とくに、生体認証技術の利用・管理プロセスに、一般の人たちを積極的に参加させる必要があります。例えば、指の静脈パターンを使った銀行ICカードのケースでは、どういったプライバシー保護の仕組みが構築されているのか、さらには、その仕組みが機能しなかった場合に責任は誰が負うのかなどを含め、消費者が積極的にモニターできる制度が必要でしょう。一般消費者である預金者からなる「プライバシー影

響評価」委員会のような組織が必要でしょうし、影響評価の報告書を銀行の顧客向けパンフなどで公表する必要がありますね。

(河村)なるほど。それから、先ほども出てきましたが、自分のプライバシーを守る点から、この仕組みに参加したくない消費者・預金者に対しては、生体認証技術を使わない仕組みが用意されていないとね。一方、開示請求権とか削除を求める権利とか、まったく白紙の状態でしょう。もちろん現在ある個人情報保護法で、生体認証情報主体である預金者本人が、自分の銀行にこうした請求をするのは可能でしょうけど・・・。

(石村)大半の預金者は、銀行が指の静脈パターンの提供を求めた場合に、気味が悪いと思うでしょうね。余ほどの努力でインフォームド・コンセントを得ないと、預金者に指の静脈パターンを求めるのは難儀すると思いますが。

(河村)どうでしょうか。まあ、犯罪捜査で使われてきた「指紋」であれば別でしょうけど、「指の静脈パターン」の採取には、抵抗感が少ないかも。

(石村)まあ、確かに、この点は定かではありません。代議士がいわれるように、多くの人は、意外と、自分の究極のプライバシーを企業に提供しているという認識を持ってないかも知れませんね。銀行側の「究極のセキュリティ」のPRに惑わされてしまうかも知れませんね。

### 「生体プライバシー」保護政策の 確立の好機

(河村)ともかく、これから、企業や私立学校など、民間機関が生体認識(認証)技術をさまざま活用するケースが増えていきますよね。民間機関にガイドラインの設定など、自主規制を期待する必要がありますね。

(石村)企業は、利益の極大化、市場占有率の拡大などの面で精一杯です。消費者の権利保護の面については、どうしてもしり込みしがちです。一方、バイオ・IT業界は、生体認識(認証)技術の広がり大きなビジネスチャンスと見ています。

(河村)いわゆる「民規制」が確実にできれば、その方がいいんだが。やはり、役所に依存した、政府規制が要りますか。

(石村)そこは政治の決断次第です。ただ、このまま放置しておけば、民間の信用情報センターが「生体認識情報センター」に大化けしたり、そして、消費者の生体認識情報を集約したブラックリ



ストやホワイトリストのデータベース化までエスカレートしかねないですからね。

(河村)やはり、生体情報の採取・利用・保管などについては、官民双方とも野放し状況ではダメだね。新たな「生体プライバシー(Bioprivacy)」～情報主体の権利～の確立に向けて、法による基本ルールづくりを急ぐ必要がありますね。

(石村)わが国での生体認証式パスポートの導入、つまり生体情報の「行政利用」も目前に迫っています。しかし、肝心の「生体プライバシー(Bioprivacy)」保護政策がまったくないわけです。政治の怠慢です。

(河村)政治が、急いで、真摯な対応をしていかないといけませんね。今回は、非常に新しい政策課題を突きつけられた気がしました。よ～く勉強ができました。ありがとうございました。それに

しても、イギリスの現状には、驚かされましたが・・・。あのまま進みますか？

(石村)河村代議士が渡英して、反対運動の支援をされたらどうでしょうか(笑い)？

(河村)うーん、国会開催中は難しいですね(笑い)。けども、対岸の火事と座視してはいけなと思っています。

(石村)ともかく、今回の対論では、バイオメトリクス(生体認証)技術をめぐるグローバルな動きの一端を紹介できたのではないかと思います。今後、私どもPIJは「生体プライバシー(Bioprivacy)」保護政策の確立に向けて、国会議員や政党などに積極的な働きかけをしていきますので。

(河村)石村代表には、お世話になります。よろしくお願いします。

## 「電子マネーには住基カードがよく似合う」 の乗りで、“網元”に翼賛する東京都荒川区

CNNニュース編集部

**東** 京都荒川区は、2月10日から、区立あらかわ遊園で、住基カードに付いているICチップを使った電子マネーサービスを始めた。区民は、事前に区役所などで電子マネー機能を登録したカードを入手する必要がある。カードに、1千円から1万円を入金すると、入園料など遊園内では現金なしで支払いができるので便利、が売り物。

荒川区の人口はおおよそ17万6,000人。そのうち、2005年1月末現在で、住基カードの交付を受けた区民は2,419人と極めて少ない。これでは、住基ネットの網元・総務省ににらまれるのではないかと心配になる。そこで、網元へのアリバイづくりということで、1月24日に始めたのが住基カードを使った電子マネーサービス。だが、登録者は30～40人程度。住基カード電子マネーを使えば、大型乗り物料金は3割引の特典もありとか。だが、遊園では、住基カードでなくても、1日限

定の割引付き電子マネーカードを買うことも可能。住基カードなどは取得しない方が身のためだ。

「電子マネーには住基カードがよく似合う」の乗りで、網元の国策“国民皆登録証携帯制度”づくりに先陣を切って翼賛する荒川区は、本当に“どえらい”自治体だ。

東京の自治体がこうした悪い模範を示すと、真似る自治体がわんさでてくることを懸念する向きもあるかも知れない。しかし、これまでも、住民ICカードを発行してきた自治体が、当時の自治省のパイロット計画などに協力して、電子マネーのマネ事をやったこともあった。もっとも、成功例は、聞いたことはない。

電子マネーは役所がやっても、うまく行かずがない。悪巧みばかり考えている住基ネットの網元・総務省の顔色を見ながら、下らないことに区民の血税を浪費しない方がいい。

# 生体認証情報の民間利用と バイオプライバシー

## 一 野放しの「バイテクを使った偽造カード対策」

〈対論〉

石村 耕治（白鷗大学教授・PIJ代表）

辻村 祥造（税理士・PIJ副代表）

**全**国銀行協会（全銀協）が、「偽造カード」、「なりすまし」対策から、「指の静脈パターン」を使った生体認証型ICカードの導入を各行に働きかけていく方針を打ち出した。IT化時代の今日、これまで、本人認証には、ふつうID番号とパスワードの組合せが使われてきた。しかし、こうした本人認証の仕組みでは、パスワードが他人にスキミングされたり、なりすまし利用されたりする可能性は、絶対になくならない。この点では、唯一無二の「生体情報」を使って本人認証を行う「バイオメトリクス」あるいは「生体認証」の方がいい。生体情報は、複製がかなり困難であり、かつ、確実に本人認証ができるという意味では、がぜん信頼性があるように見える。ただ一方で、目的外利用や盗用された場合には、生体情報の「利点」は、逆に取り返しのつかない「欠点」にもなりうる。パスワードのように変えれば済むものではない。「人間としての尊厳」を傷つけられかねず、きわめて危険だ、との見方もある。

「バイオメトリクス」技術（「バイテク」）は、近年新たに活用され出した先端技術である。わが国では、バイオ産業やIT産業が、早くから生体認証関連商品の研究・開発を手がけている。一部は製品として市場に出回っている。民間機関が「なりすまし」対策ということ

で、「指の静脈パターン」や「顔面（人相）」のような生体認証技術に、監視カメラなどのハイテク機器をドッキングさせ、ガードを固め、消費者向けに「安全」を売り物にするのはわからないでもない。しかし、こうした「安全」システムは、民間にその自由な利用を認めれば、行政が後追いつする形で、しまいには「国民監視」システムに化けることも危惧される。実際に、イギリスがそうした現状にある。

このように、生体認証技術は、使い方によっては「生体情報監視社会」のツールとなる。明確な法的ルールもないまま、生体認証情報が民間機関に蓄積され、公権力がその情報に自由にアクセスできるとすれば、市民の自由や人権にとり大きな脅威となる。政策不在で、生体認証情報の採取・利用・保管などについては、官民双方とも野放し状況にある。新たな「バイオプライバシー権・生体プライバシー権（Bioprivacy）」～生体情報主体の権利～の確立に向けて、ルールづくりが急がれている。

そこで、今回は、「バイオメトリクス（生体認証）情報の民間利用にかかわるプライバシー（バイオプライバシー）問題」について、石村耕治PIJ代表と辻村祥造PIJ副代表に討論願った。

（CNNニュース編集部）

### バイテク利用拡大の死角

（石村）磁気カードから情報を抜き取るスキミング事件を契機に、金融機関が偽造キャッシュカード対策に本腰を入れました。全国銀行協会（全銀協）は、「なりすまし」に強いという「生

体認証」、「バイオメトリクス」を使ったICカード化の導入を打ち出しました。

（辻村）IC型「住基カード」は、「行政」が採用したもの。それから、警察庁の運転免許証のIC化も「行政」ですよね。どちらも、普通のICカードで、生体認証型のICカードではないよう

ですけど。

(石村)ただ、パスポートについては、生体認証型の方向が示されているようです。テロリスト対策から、バイオメトリクス技術(バイテク)の利用が「グローバルスタンダード」となる方向です。

(辻村)今回は、金融機関が「指静脈パターン」を標準仕様に、生体認証型ICカードを幅広く導入しようというわけですね。

(石村)仰せのとおりです。

(辻村)ということは、生体認証型ICカードの大きかりな「民間」利用が始まるということになりますね。

(石村)郵便局も、この企画に参加する方向のようですから、正しくは「官民」双方といった方が良いかもしれません。それで、問題は、生体認証、バイオメトリクス、に特有のプライバシー問題、いわゆる「バイオプライバシー」問題が、ほとんど政治のレベルでは、議論されていない、という事実です。「生体認証型ICカードと監視カメラで、ATMを利用する預貯金者は保護できる」というやや乱暴な対策でいいのか、政策評価がされていない、というのが現実です。

(辻村)これで、預貯金者のプライバシーは守れるという見方もあるでしょう。でも、むしろ、プライバシー問題は、完全に背後に追いやられてしまっている感じですね。まあ、犯罪もハイテク化してきていることは誰も認めるところです。しかし、ハイテク時代の「犯罪防止対策」だけがクローズアップされている感じですね。

(石村)役所も、「民間」主導でバイオメトリクス技術(バイテク)の採用が広がっていけば、いずれは住基カードやパスポートなどに対するバイオメトリクス利用、つまり「公的」利用にも国民のアレルギーがなくなる、と読んでいるのではないかと、思います。バイテクに対する政府規制を余り厳しくしないで置いた方が得策と踏んでいる節もありますから。

(辻村)生体認証型を採用した住基ICカードのような、バイテクの公的利用への「呼び水」になる？

(石村)そういうことです。まさに、バイテク利用拡大の「死角」とでもいったらよいのでしょうか……。それに、生体認証情報利用の流行の尻馬に乗って、自分らの利権拡大を密かにもくろんでいる「バイテク企業」の動きを注視ことも忘れてはなりません。連中にとって、「カネになるビ

ジネス」であることには間違いありませんから。

## バイテクと個人情報保護の接点

(辻村)「バイテク」、つまりバイオメトリクス技術の抱える問題点が何なのか、あまりよく分からない国民も多いでしょう。問題点も余り議論されませんしね。

(石村)この問題の最も重要ポイントは、個人情報をどう保護するか、です。

(辻村)この場合の個人情報の保護、つまりプライバシーの保護とは、「ひとりにしてもらおうこと」を保障するという意味ですか。

(石村)というよりは、むしろ、「自己情報のコントロール権を保障する」という意味合いが強いんですけども……。

(辻村)具体的に言いますと……。

(石村)インフォームドコンセント、つまり、「預金者の指情報パターンのような生体認証情報の採取にあたり、十分な説明をし、同意を得る」手続きがしっかり整備されているかどうかにあると思います。自分の指静脈パターンという生体認証情報を民間の金融機関に提供したくない預金者は少なくないはずですからね。

(辻村)とは言っても、金融機関は、符合契約、つまり、あらかじめ書式ができていて預金者はその内容に同意するかどうかを署名で確認するだけの契約の形で、「銀行に指静脈パターンを提供したくない人はキャッシュカードは発行できません」とやり出す恐れがありますからね。

(石村)銀行界は、「そうしたことを、どさくさに紛れてやってしまえば」、といった気持ちがあるのかもしれませんが……。しかし、それでは、明らかに人権侵害につながるでしょう。

(辻村)なんぼなんでも、こうした符合契約は公序良俗に反するでしょうね。

(石村)民間金融機関の全国銀行協会(全銀協)は、各行に、生体認証式ICカードの導入にあたっては、預金者の指静脈パターンを採用するように働きかけています。

(辻村)要は、各行共通のATM(現金自動預払機)に、暗証番号に加え、生体認証機能を採用したい、ところが、各行がそれぞれ異なる生体認証情報を採用することでは困るということでしょうけど……。

(石村)仰せのとおりです。

(辻村)ともかく、指の静脈パターンの採取に応

じない預金者は、A T Mは使えない方向に行く可能性がでてきますね。

(石村)まさに、そこが問題のポイントです。そうならないように、預金者本人の権利を守る必要があるわけです。

### バイオプライバシー問題を「はれもの」扱いする銀行界

(辻村)まあ、取引銀行に、「当行は、お客さまの指先の情報で、預金をしっかりお守りします」と甘くささやかれば、問題点の本質をつかめないまま、指静脈パターンの採取に積極的に協力する預金者がほとんどでしょうけど。

(石村)偽造カードでの引き出し問題でも、最近まで、銀行界は「預金者の自己責任」とか、「まるで他人事」のような態度でしたから。今度は、生体認証型I Cカードの採用とか、でも預金者の目線で提案しているのか、これも不透明。

(辻村)でも、預金者はおとなしいですからね。

(石村)銀行界も、最近ようやく、預金者を守ろうというポーズを見せてきたことは確かでしょう・・・。

(辻村)でも、生体認証情報の利用について、預金者のインフォームドコンセントを求める仕組みがしっかりと確立されているのかどうかという点は、イマイチ不透明ですね。

(石村)銀行界にとって、バイオプライバシー問題は、「はれもの」扱いでしょう。でも、生体認証情報の採取に伴う個人情報保護といった本質的な問題を表に出して、しっかりと議論すべきですね。

(辻村)各預金者が採取に応じた指静脈パターン(生体認証情報)の使い途など(各人の自己コントロール権)について、十分な説明を受けた上で同意するかどうかを決められるようになっていなければならないのですからね。

(石村)まあ、預金者の個別のコンセント(同意)を得なければならないのはもちろんのことですけど、銀行界がバイテクの汎用について国民のコンセンサスを得る努力も必要でしょう。ほとんどの成人は少なくとも一枚は銀行カードを持っているでしょうから、預金者個人の問題としてではなく、もう国民的な課題ですよ。

(辻村)石村代表の言われるとおりですね。銀行カードの総発行枚数が3億5千枚もあるということは、ほとんどの成人の国民は、複数の枚数の銀行カードを持っていることになるわけですからね。

(石村)それでも、バイオプライバシー問題は、

まさに「はれもの」に触るような扱いで、この問題に正面から挑もうとしない銀行界は不誠実ですよ。

(辻村)生体認証の民間利用は、金融機関での指静脈パターンはもちろんのこと、企業での入室管理やパソコンの始動などに指紋パターンを使うなど、かなりのところまでできてしまっていますからね。

(石村)「原理主義的な反バイオメトリクス」論議はしばらく脇に置いたとしても、この国における生体認証技術のあり方について、国民のコンセンサスは求めないといけない時期にきていると思います。

### 米でのバイテク利用拡大に対する世論の動き

(辻村)日本人は、一般にプライバシー意識がそんなに高くない国民性です。「指紋をとられるなんて、預金者はみんな犯罪者扱いなのかしら」といった程度の不安が一般的なのではないでしょうか。

(石村)ですから、犯罪者扱いのイメージを払拭するために、今回、全銀協は、「指紋」ではなく、「指の静脈パターン」を選んだのでしょうか・・・。

(辻村)まあ、狡猾なのか、賢いのか分かりませぬ。

(石村)双方でしょう(笑い)。

(辻村)バイテク(バイオメトリクス技術)の利用について、アメリカなどでは、同時多発テロに発生以降、一般市民は、むしろ「歓迎」の方向にあると聞きましたが、そうなのですか。

(石村)近年の状況などをインターネットで調べて見ました。そしたら、次のような調査結果が公表されていました。

〔図表1〕生体認証の利用分野ごとの賛成率

・銃器購入者の本人認証	91%
・クレジットカードでの物品購入の際の本人確認	85%
・A T Mからの現金引き出しの際の本人確認	78%
・医療情報や金融情報などセンシティブ情報の取扱者の本人確認	77%
・信用歴調査	76%
・カジノでの入場者チェック	56%

〔参照〕Privacy & American Business Biometrics Survey Release Jan. 2003など〕

(辻村) まあ、バイテク業界の調査でしょうから、ある程度、割引して考える必要はあるのかなと思いますが、興味のある数値ですね。

(石村) 仰せのとおりです。

#### バイテク賛美PRに潜む「危険性」

(辻村) バイオメトリクス技術(バイテク)が国民に受け入れられるとすれば、これに特有のプライバシー問題、つまり「バイオプライバシー」問題、が分からないといけませんね。少し、噛み砕いて、問題点を整理して紹介してもらえませんか。

(石村) わかりました。ここでは、バイオメトリクスの民間利用にかかわる「バイオプライバシー」の問題を中心に考えて見たいと思います。

(辻村) 最近、新聞を開くと、「手のひらに近赤外線をあてたとき、浮かび上がったのは静脈パターンという生涯不変のIDでした」とか、非接触型の生体認証をたたえるメーカーの宣伝広告が出ています。メーカーは、ネットワーク社会の「安全性」を支える技術だとPRしています。けども、そもそも「生涯不変」のそのものが「危険性」をPRしているようなものとも解釈できるわけですよ。

(石村) 仰せのとおりです。ともかく、わが国では、これまで、しっかりした議論をしてこなかったと思います。

(辻村) まあ、プライバシー法とかは、司法試験に関係ない課目ということもあるんでしょうけど。

(石村) この分野の専攻者の資質にも大いに問題がある、と見ています。

(辻村) 「反政府」か、「プロ政府」か、に色分けされている、ということでしょうか。

(石村) まあ、「非政府」タイプがない、ということもあります。私などが、ボランティアで、こうした問題に取り組まなければならないこと自体が問題なような気もします(笑い)。

(辻村) 変な専門家よりはしっかりしているではないですか。

(石村) どうでしょうか。ともかく、バイオプライバシー問題について、政策論を展開するときに、いまだ常に「諸外国の実情はどうか」となる状況にあるのは間違いないですね。

#### 世論に見る米のバイオプライバシー意識

(辻村) それでは、さっそく「諸外国の実情はどうか」ということでお聞きしますが(笑い)。

(石村) 先ほどお話ししましたアメリカのバイオプライバシーの保護状況に即して見てみたいと思います。アメリカでは、2001年10月26日の同時多発テロ以降、国内でのテロ対策の影響もあり、生体認証情報の利用に国民は次第に好意的になってきているように見えます。ただ、一方で、2001年～2002年に実施された世論調査結果から見る限りでは、国民は、プライバシー保護のあり方に対してきつい注文をつけているのも事実のようです。

〔図表2〕生体認証情報の利用に際し消費者が求めるプライバシー保護措置

・民間機関は、生体認証情報の利用に際しては、その必要性について情報主体(本人)に対して十分な説明をすべきである。	89% (2001年) 86% (2002年)
・民間機関は、生体認証情報の利用目的について、法律が許容する例外的な場合を除き、当該情報主体に説明した範囲を超えて利用してはならないこととすべきである。	89% (2001年) 88% (2002年)
・情報主体が生体認証情報による照合方法が正確であるかをチェックできる手続があるべきである。	86% (2001年) 85% (2002年)
・生体認証情報を収集する民間機関は、法律もしくは情報主体が認める場合を除き、第三者に当該情報を提供してはならないものとすべきである。	84% (2001年) 84% (2002年)
・国家の安全が関係する場合を除き、情報主体は自己の生体認証情報の収集について告知を受ける権利があるべきである。したがって、秘密に収集されてはならないものとする。	81% (2001年) 78% (2002年)
・生体認証情報は、他の個人確認要素と結合してはならないものとすべきである。	68% (2001年) 66% (2002年)
・民間機関は、生体認証情報を使って個人を追跡する目的で、生体認証情報を集積・保存することが認められてはならない。	54% (2001年) 58% (2002年)

〔参照〕 Privacy & American Business Biometrics Survey Release Jan. 2003 など

## 「個人情報保護法」との整合性

(辻村) バイオプライバシーの必要性については、何となくつかめました。それで、わが国には、現在、「個人情報保護法〔個人情報の保護に関する法律、平成15年法律57号〕」がありますよね。

(石村) この法律は、個人情報を使って事業をしている企業や団体・個人(法律では「個人取扱事業者」といっていますが)に対して、個人情報を正しく取り扱うように義務付ける法律です。

(辻村) つまり、民間機関にも適用されるわけですよね。それから、この法律で保護の対象となる「個人情報」とは、「生存する自然人の情報」(法2条1項)ですよね。

(石村) そうです。ですから、私たち自然人(個人)の「生体認証情報」も、当然この法律で保護されることになります。銀行とか、民間企業が5千件以上の顧客の指静脈パターンとか、顔面パターンとかの「生体認証情報」を含む個人情報を保有する場合には、この法律上の義務を負います。

(辻村) この法律には「個人情報取扱事業者の義務」が盛り込まれていますよね。

(石村) 仰せのとおりです。この法律によると、個人情報取扱事業者は、個人情報を、次のように取り扱うように求められます。

## 〔図表3〕個人情報保護法上の個人情報取扱事業者の義務

- 利用目的の特定(15条)
- 利用目的を拡大するには本人の同意を必要とする(16条)
- 利用目的を通知した上で適正に取得する(17条、18条)
- データ内容を正確かつ最新なものにする(19条)
- 適正な安全措置を講じる(20条)
- 個人情報を取り扱う従業員を必要かつ適切な監督の下におく(21条)
- 個人データに委託先を必要かつ適切な監督の下におく(22条)
- 第三者への提供は、本人の同意を必要とする(23条)
- 保有個人データについて本人通知が可能な状態を保持すること(24条)
- 本人の開示請求に応じること(25条)

本人の訂正等の要求に応じること(26条)  
違法な利用の停止を求める本人の要求に応じること(27条)

本人通知・開示請求・訂正等の要求・利用停止要求があった場合で、本人の求めに応じないときには、その理由を説明すること(28条)

苦情処理に適切かつ迅速に応じること(31条)

(辻村) 銀行など生体認証情報を取り扱う事業者は、個人情報保護法にいう「個人情報取扱事業者」として、こうした義務を負うわけですよね。この法律だけでは、生体認証情報を保護できないのでしょうか。

(石村) 言い換えると、生体認証情報を保護する個別法、いわゆる「バイオプライバシー保護法」が必要なかどうかということですね。

(辻村) そうです。

(石村) ご承知のように、個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要最小限の一般的なルールを定めている法律です。

(辻村) 「医療情報」とかと同様に、「生体認証情報」は、いわゆる「究極のセンシティブ情報」でしょうから、別途個別法、あるいはガイドラインで、必要な施策を講じる必要がありますよね。個人情報保護法は、政府にこうした措置を講じるように義務付けていますからね(法6条3項)。

## バイオプライバシー保護法の視点

(石村) この辺は、バイオプライバシー問題の先進国の実情を点検した上で、考える必要がありますよね。

(辻村) 立法措置を考える場合には、そうした法律を必要とする、いわゆる「立法事実」があるかどうか問題になりますからね。

(石村) CNNニュース本号で翻訳紹介する、カナダ・オンタリオ州・情報プライバシーコミッショナーが公表した『生体認証とプライバシー』(1999年9月)、さらには、『消費者へのバイオメトリクス(生体認証)の適用: 検討用資料(Consumer Biometric Applications: A Discussion Paper)』(1999年9月)を公表しています。この資料は、消費者に対して生体認証技術の知識を習得してもらうことをねらいとしており、その技術の利用方法や利用の理由、企業と消費者双方にとっての潜在的な利益、この技術の利用に



同意するに先立ち、消費者が考えるべき数多くのプライバシー上の争点や問題をあげています。（辻村）ということは、わが国でバイオプライバシー保護法案を練る場合のヒントになるということですね。

（石村）もちろん、もっと詰めなければなりません。目安にはなる、と思います。コミッショナーは、生体認証技術が利用される前に設けられるべき次のような手続的および技術的なプライバシー保護措置を講じるように求めています。

〔図表4〕カナダでのバイオプライバシー保護の視点

・消費者が生体認証情報の利用に応じるかどうかは任意でなければならない。すなわち、民間機関は、サービス提供の前提条件として、消費者に対し生体認証情報の提供に応じるように強制はできないものとする。
・生体認証情報は、その利用・保存等に先立ち、必ず暗号処理されるものとする。
・暗号処理情報の利用はその本来の目的に限られるものとする。したがって、社会的な規制もしくは監視の手段として利用されないことを保障するものとする。
・本人識別できる生体認証情報は、データベースに格納された暗号処理された情報からこれを再現してはならないものとする。したがって、ありそうな生体認証情報（例えば、犯罪に関連して取り込んだ指情報から選んだ一つ）を、データベースに格納された暗号処理された生体認証情報（例えば指情報）と照合してはならないものとする。
・暗号処理された生体認証情報は、それ自体を本人識別要素として利用してはならないものとする。
・暗号処理された生体認証情報自体を単独で個人の本人確認に利用することはできないものとする。
・生体認証データベースにアクセスできる者およびアクセスの目的について厳しい管理体制を敷くものとする。
・警察または行政機関のような外部機関がアクセスを求めてきた場合には、事前に裁判所の許可状もしくは令状の呈示を前提とするものとする。
・いかなる支払歴のような個人情報も、氏名もしくは生年月日のような本人確認情報とは別途に保管されなければならないものとする。
・暗号処理された生体認証は、他の生体認証情報もしくはデータベースと接続できる本人確認情報としては利用してはならないものとする。
・原本の生体認証は、暗号処理後に廃棄されなければならない。
・暗号処理された生体認証情報に限り、暗号化された様式で保存もしくは移転することができるものとし、かつ所定の様式において破棄することができるものとする。
・いかなる個人情報も、暗号処理された生体認証情報といっしょに保存してはならないものとする。

#### 最大の利点が最大の弱点

##### ～取消しできる生体認証とは

（石村）生体情報のうち、とくに顔面（人相）は年を取るにつれて若干変化します。ところが、指紋とか、静脈パターンとかは、生涯ほとんど変化しないわけです。ですから、こうした種類の生体情報は、いったん採取を認めると、盗まれたり、目

的外利用されたりすると、大変なことになります。

（辻村）番号やパスワードの場合には、何らかの形で漏えいしたときには、変更すれば大丈夫ですね。ところが、生体情報は、再発行というわけにはいきませんね。

（石村）仰せのとおりです。先ほども触れましたが、生体情報は半永久的に変わらないのが特徴・利点だといわれます。しかし逆に、その特徴・利

点が悪用されると、最悪の弱点あるいは欠点にもなりかねないわけです。

(辻村)ですから、セキュリティのしっかりしていない機関に、指紋のような生涯不変の生体情報の採取を許す、あるいは提供するの、実は大変深刻な問題なわけですね。とくに、インターネットを媒介としたネットワークで生体情報を扱う場合には、ハッカーなどに狙われる危険性は格別高いですからね。

(石村)この欠点に対処するために、欧米では、「取消しできる生体認証」のコンセプトが考えられています。

(辻村)どういうコンセプトなのでしょう。

(石村)提供された原始データを、電子技術を使い意図的に変換し、歪めて(歪曲)しまうやり方の採用です。つまり、本物の指紋情報を変換し、変換した指紋情報が盗まれたりした場合には、それまで使っていた歪曲方式を変更することにより、セキュリティを高めるやり方です。ふつう、歪曲変換方式としては、非可逆変換を使います。このため、例えばデバイスが盗難にあい、保存されているデータが盗まれても、原始データである本物の指紋情報に復元することはできないわけです。

(辻村)認証に生体情報を使う場合、スキャンしたときに直接歪曲変換をするなど、原始データが認証サーバーに蓄積されないようなコンセプトが必要になりますね。

生体認証情報の提供は慎重に！

(石村)ともかく、生体認証の最大の利点は、最

大の弱点にもなりうるわけです。現時点では、生体情報に関するセキュリティのコンセプトが普遍的に確立されていません。私たち消費者は、銀行や警備会社、マンションの管理会社などの民間機関に、一生涯変わらない生の指紋情報を絶対に提供してはならないわけです。

(辻村)一度の不注意が、一生涯、自己責任を負わされることにもなりかねませんからね。

(石村)仰せのとおりです。“悪いことしていなければ恐れることはない。”では、済まされない問題です。指紋で施錠や開錠するドアを製造・販売する会社や、マンションの管理会社に提供した生の指紋情報が、流失、たれ流しされた場合は、取り返しがつかないことになりかねません。

(辻村)偽造カード対策に目を奪われてしまって、預金者が金融機関に自分の生涯不変の生体認証情報の採取を許す、あるいは提供するの、実は大変深刻な問題なわけですね。このことをしっかり認識しないと、自分の人格権を守れなくなってしまふ、ということですね。

(石村)政府はバイテクに関する政策を出さない。バイテク企業は「カネになるビジネス」程度の認識で、連中にバイオプライバシー保護に根ざした企業倫理を持ってといっても期待薄。現状では、各人が自己責任で対応するしかないですね。ともかく、やたらと自分の生体認証情報を他人に提供してはいけません。

(辻村)生体認証情報の民間利用とバイオプライバシーについての有益なお話ことができました。こうした最新の課題について、いろいろうかがうことができ、感謝します。読者も参考になったのではないかと思います。

## No. 1

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

### 流行る発信者電話番号の偽装表示

～電話番号表示サービスに潜む“命への危険”

最新の  
プライバシ-ニ  
ュ-ズを  
点検する

CNNニュース編集部

PIJは、かつて、発信者電話番号表示サービスの導入時に、このサービスについて危惧されるさまざまな問題を指摘した(CNNニュース8号、10号)。指摘したとおり、あくどい受信者が、このサービスを悪用し、発信者の

番号など個人情報入手し、それを使って詐欺・脅迫事件が多発している。携帯電話へのワン切りコール、それへの応答者の番号入手、不正に架空の料金徴収をする事件が典型だ。

ところが、今度は、携帯電話や固定電話に、警

察や自宅などの電話番号を偽装表示し、信用させた上で「振り込め詐欺」を行う手口が流行ってきた。

当初、各携帯電話会社は、「自社網内においては発信者番号の偽装は不可能」とコメント。だが、「他社網からの接続に関しては偽装が技術的にあり得る」ことを認め、対策に乗り出した。

KDDIは、2月18日、偽装のおそれのある通話を、調査結果に基づいた一定の条件により識別し、その通話の発信者番号を表示させないようにする対応を3月中旬から取ると発表した。ドコモは、3月1日から対策作業を始め、3月4日には全国で完了する予定という。ボーダフォンは「検討中。3月中旬に開始する方向で準備を進める」方針という。

通信事業者の業界団体である電気通信事業者協会（TCA）は、去る2月17日に、「発信者電話番号偽装表示対策検討部会」という専門部会を設置した。技術的・設備的側面から発信番号偽装表示の仕組みについて情報の共有化を進めていくのがねらいのようだ。TCAは、「自社網内であれば（発信者番号の）偽装は不可能だが、他社網からの通話は偽装が技術的にあり得てしまう。情報を共有し対策を講じていく」方針という。TCAでは、実際に起こった発信者番号の偽装の件数などは把握していないらしい。しかし、「携帯に

自宅や警察の電話番号の表示があっても、不審な感じを受けたら、電話を掛け直して確認する」ように、注意を喚起している。

自宅ないしは病院の電話番号が表示され、「家族が交通事故で入院中・・・」とか言われて、急いで駆けつけたら、病院の入口で誘拐され、強盗、暴行にあいかねない。このサービスについては、“光”の面が強調されがち。だが、“影”の面にもっと警戒する必要がある。

“過信”は極めて危険、命を狙われることにもなりかねない。「電話番号表示殺人」ということも起こりうる。危惧していたことが現実となった。

ともかく、新たに現れた便利と思われる技術やサービスには、常に、ある程度の危険が伴うのは分かる。ただ、新技術やサービスについての危険性を十分に究明し、説明をした上で消費者を納得させる十分な努力をしないとしたら問題である。消費者の自己責任といわれても、ふつうの人たちにはなかなか理解が難しい。消費者団体などが問題点を指摘しても無視する、あるいは、その場しのぎの対応を繰り返すだけでは、消費者は救われない。どこかの自動車メーカーが典型であった。まさに、電話番号表示サービスにおいても、メーカーや電話サービス会社は、迅速な対応と消費者に対する説明責任が問われている。

## No. 2

## ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

最新のパ  
ライバシ-  
ニ  
ュ-ズを  
点検する

## 東京都目黒区、住基ネット不参加選択に 「区長がNo！」

CNNニュース編集部

**東**京都市目黒区個人情報保護審議会は、昨年（2004年）12月1日に、住基ネットからの離脱を求めていた区民3人の申立について、「目黒区民が個人的に選択して、住基ネットから離脱することは、個人情報の自己コントロール権に基づく根幹的な権利行使であり、区長はこれを認めるべきである」との答申を行った。2003年7月の同様の答申に次ぐものである。

これに対して、目黒区の青木区長は、2004年12月22日に、前回2003年7月と同様

に、離脱の申立を認めない決定を下した。区長の諮問機関である個人情報保護審議会が申立を認めたのに、これを無視する区長のやり方には、厳しい非難が浴びせられている。まあ、青木区長は、埼玉のおっちゃんと同類で、“政治的に厄介もの（住基問題）にはフタをする”程度のキャパシティの持ち主なのだろうけども。それにしても、同区の個人情報保護審議会は元気がいい。“良心の審議会”として頑張っただけだ。

《生体情報主体の権利・バイオプライバシー権の確立に向けての研究(1)》

## 生体認証とプライバシー (Privacy and Biometrics)

カナダ・オンタリオ州・情報プライバシーコミッショナー  
Information and Privacy Commissioner, Ontario, Canada

《邦訳》 PIJバイオプライバシー研究プロジェクトチーム

《CNNニュース編集部解説》

**わ**が国では、「なりすまし」問題に対処するために「バイオメトリクス」という技術の活用が広がっている。バイオメトリクスという言葉は、日本語ではふつう、「生体認証」とか、「身体認証」と訳されている。「それぞれの個人の身体あるいは生体の持つ情報を使ってその個人を特定する」ということから、そう訳されている。犯罪捜査に使われる「指紋」は、バイオメトリクスの最たるものである。「指紋」の他に、生体認証に使える「生体情報」としては、「顔面(人相)」、「音声(声紋)」、「筆跡」、「静脈」などがある。「DNA」なども、たやすく生体認証に使えるかどうかは別として、生体情報の一つといえる。

「バイオメトリクス(生体認証)」は、近年新たに幅広く活用され出した先端技術である。このことから、ふつうの人たちにとっては気味が悪いなどとして、強い拒否反応があつて当然である。ただ、最近の技術進歩は目覚しく、「バイオメトリクス(生体認証)は絶対ダメ」の原理主義を貫徹するのは難しい時代に入っている。とは言っても、この技術には、光と影の部分がある。使い方によっては、確実に「生体情報監視社会」のツール(道具)となる。明確なルールもないまま、生体認証が社会に広がれば、市民の自由や人権により大きな脅威となる。政策不在で、生体情報の採取・利用・保管などについては、官民双方とも野放し状況にある。新たな「バイオプライバシー権・生体プライバシー権(Bioprivacy)」～生体情報主体の

権利～の確立に向けて、ルールづくりが急がれている。

グローバルに見てみると、いわゆる「バイオプライバシー」問題の検討自体は、先進諸国では比較的早くから検討がすすめられてきている。とくに、北米、オーストラリアなどの諸国における政府機関やプライバシーNGOなどによる研究の蓄積もある。ただ、「研究成果」はどうかと問われると、いまだ確たるものがない、というのが実情である。

今回は、カナダ・オンタリオ州の情報プライバシーコミッショナーが公表している報告書『生体認証とプライバシー』(1999年9月発行)をPIJバイオプライバシー研究プロジェクトチーム(座長・石村耕治PIJ代表)が抄訳し、紹介する。この当時、カナダ諸州のプライバシー法は、行政分野には適用あるものの、民間分野には適用がない、いわゆる「セグメント方式」を採用していた。したがって、この見解においても、行政分野でのバイオメトリクス(生体認証)技術の利用とプライバシー保護に力点が置かれているのが特徴である。

この報告書におけるバイオプライバシー保護の基本的な視点は、つぎのとおりである。

- ・収集された生体認証画像は、暗号処理されるものとする。
- ・暗号処理された生体認証画像の利用は当初の目的に限られるものとする。したがって、社会的な規制もしくは監視の手段として利用されないことを保障するものでなければならない。

- ・本人識別できる生体認証画像は、データベースに格納されたものから再現してはならないものとする。したがって、ありそうな指紋（例えば、犯罪に関連して取り込んだ画像から選んだ一つ）を、データベースに格納された暗号処理された生体認証画像（例えば、指画像）と照合してはならないものとする。
- ・暗号処理された生体認証画像は、それ自体を身分証明書として利用してはならないものとする。
- ・暗号処理された生体認証画像を単独で個人の本人確認に利用することはできないものとする。
- ・生体認証データベースにアクセスできる者およびアクセスの目的について厳しい管理体制を敷くものとする

- ・生体認証データベースに警察または行政機関のような外部機関がアクセスを求めてきた場合には、事前に裁判所の許可状もしくは令状の呈示を前提とするものとする。

ちなみに、オンタリオ州・情報プライバシーコミッショナーは、オンタリオ州議会直属の情報公開および個人情報に関する独立オンブズマンである。情報プライバシーコミッショナーは、政府機関の一つであることから、生体認証の利用に否定的な立場には組しておらず、むしろ積極的なようにも見える。この見解においても、“お役所”的な臭いがし、その基本的なスタンスに疑問を持つ向きもあるかもしれない。

批判的に読んでいただきたい。ただ、バイオメトリクス（生体認証）技術がここまで広がった以上、現実的な対応を検討せざるをえないのも否定できない事実である。

（CNNニュース編集部）

## 生体認証とプライバシー（抄訳・仮訳） （Privacy and Biometrics）

カナダ・オンタリオ州・情報プライバシーコミッショナー

### はじめに

オンタリオ州・情報プライバシーコミッショナー（IPC、以下「コミッショナー」）事務局は、昨年来、バイオメトリクス（生体認証）技術に対するプライバシー評価を行ってきた。コミッショナーは、この技術が規制の対象とされないとしても、情報プライバシーと協調できる方法で利用されるべきであると考ええる。

一方で、コミッショナーは、この技術が適切に設計されかつ規制されるとすれば、むしろプライバシーをより確かに保護する手段にもなりうると思う。

コミッショナーは、3分野、すなわち行政、警察および消費者向け、における生体認証の利用について検討を行ってきた。ただし、この技術にかかわる特定のプライバシー問題を再点検し、かつ、こうした問題に積極的に対処するために必要なプライバシー保護基準を用意することに焦点を定めている。

### プライバシーの味方か、それとも敵か

バイオメトリクス（生体認証）は、伝統的に、プライバシー擁護者には、さまざまな理由から受け入れられないできた。その主だった理由は、生体認証から連想される表向きなこと、とくに犯罪がからむ指紋にあるようにみえる。指紋は、歴史的に、犯罪捜査機関が犯罪行為をしたと思われる容疑者を追跡する目的で利用されてきた。このため、指紋は、尊厳とプライバシーの喪失の象徴のような感じで、関心がもたれてきた。さらに、指紋を中央センターで保存したり、さらには、そこへのさまざまな行政機関のアクセスを容認していることなどから、指紋には「ビッグ・ブラザー（全体主義国家の独裁者）」のイメージを呼び起こすイメージがある。

生体認証に関するプライバシー問題を考える場合には、本人確認（identification）と個人認証（authentication）に違いがあることに注目することは重要である。コンピュータシステムは、生体

の特徴に基づいて人の確認を行うように設計できる。この仕組みにおいては、ある人が提示した生体情報を、データベースの保存されたすべての生体サンプルと比較することになる。提示された生体情報がファイル化されたサンプルと照合できた場合には、コンピュータシステムは当該個人を本人と確認することになる。この手法は、「一対多数（one-to-many）」照合と呼ばれる。この手法は、犯人を確認するために警察で使われ、かつ、社会保障給付プログラム受給資格の確認や、選挙登録、運転免許証その他の申請にあたり、行政において使われている。

これに対して、個人認証は、「一対一（one-to-one）」審査である。すなわち、ある人が提示した生の生体情報と、以前にその人が提供し保存したサンプル（例えば、ICカード）とを比較し、照合し確認することである。その人のサービスや給付を受ける資格はすでに確立されている。生体情報の照合は、当該個人が適格者かどうかを認証することが目的である。したがって、中央のデータベースの検索ないしはその照合は求められない。

個人認証では、適格性のある個人は、サービスを利用する度に、毎回、本人確認を必要としない。また、生体認証による本人確認とは異なり、個人認証では、必ずしも中央のデータベースに格納された生体認証情報との照合を求められない。静脈パターンや指紋などの識別子は、その個人が携帯する方法で、つまり、データ主体の手中においてアクセスコントロールができる形で、カードに保存することができる。

プライバシー侵害の恐れは、警察において、中央センター保存の形で一般的に利用されている本人確認用の指紋のような種類のものについてはありうる。指紋、声紋、ならびに網膜、虹彩および手形のような人体の一部を含む幅広い一群の生体認証は、人を識別する際に反論できないような証拠となる。なぜならば、生体認証は、ある者と他人とを識別する唯一無二の生物的特性であり、かつ、たった一人の個人とつながりを持っているからである。

本人確認をするにあたり、指紋、あるいは他の生体認証は、個人の本質的に異なる要素を結び付ける強力な唯一無二の識別子として活用できる。こうした利用により、指紋でもって個人を探し出し、追跡することができる。また、本人の知らないところで、その人の詳しい個人人物像をつくる

ために、異なる複数の情報源をリンクし個人情報収集する潜在力を持つことになる。これは、ほとんどの人が反対する明らかなプライバシー侵害の例にあたる。

生体認証については、表面的な「一般的な犯罪」モデルのイメージを払拭した上で見てみると、違ったイメージが現れてくる。こうした生体認証＝犯罪というつながりを超えて、（プライバシーの視点から）生体認証に対する伝統的な嫌悪感の根底にあるものは何かを考えてみるができる。この点をよりはっきりさせるには、どうすれば生体認証はプライバシーの保護装置となりうるのかが問われなければならない。

プライバシーに対する脅威は、生体認証は最良のものを提供できるのにもかかわらず、生体認証データ主体の同意なしに、識別可能な形で生体認証データに対する第三者のアクセス権を認めたり、生体認証データと他の情報とを結合を認めるなど、当該情報の二次利用を積極的に認めることから生じる。こうしたことは、個人情報の利用に関する自己コントロール権をないがしろにしてしまう。情報プライバシー権は、自己の個人情報の利用や流通に関してコントロール権を持つことと定義されている。この権利は、選択の自由および個人的なコントロール、つまり情報上の自己決定権を意味する。

プライバシーに対する脅威は、唯一無二の識別子（カナダの社会保険番号ないしは運転免許証のような）としての機能を発揮できる識別可能な（生の画像のような）生体認証の利用から発生する可能性がある。あらゆる唯一無二の識別子がそうであるように、個人情報の二次利用には大きな関心が払われている。その後の結合は、唯一無二の識別子を使ってこれを行うことができる。

しかし、コミッショナーは、生体認証技術はそうした方法では利用できないようにできると考えている。つまり、生体認証識別子を暗号処理することで、生体認証の権限を、行政もしくは大企業ではなく、個人の手中に置けるように、そのシステムを設計し、当該技術を展開させることができる、と考えている。また、ある種の暗号は、生体認証技術に特有の攻撃されやすい弱点を保護することができる。データ主体が、自己の生体認証データのコントロール権を有し、生体認証を含む自己の個人情報の正確性を確保し、かつ、盗難もしくは不正利用に対する自己の主体性を確立できるように、制度設計をすることができる。



コミッショナーは、生体認証に安全性やプライバシーを守る潜在的な機能があることを認め、さまざまな応用を通じて、情報プライバシー権を侵害しない方法において、どのようにその技術が生かされるべきかについての検討を始めている。カナダでは、生体認証の応用は、主としてまだ警察の分野に限定されている。このため、コミッショナーは、この技術の利用に先立ち、プライバシーについての問題点が何であるのかを確認し、かつ議論するために、公的部門および民間部門の機関と共同研究を行う機会を得た。

### 生体認証と社会保障給付プログラム

世界中の数多くの国々でもそうであるように、オンタリオ州のさまざまな行政分野においても、社会保障給付プログラムにおける不正と積極的に戦える手法に期待を寄せている。とくに注目度の高い詐欺は「重複給付」である。この場合、多種類の身元証明書で不正に複数の給付を受けている。この形式の不正はオンタリオに限って起きているわけではないが、ある特定の種類の行政給付プログラムにおいては、目だって多い。

〔中略〕

トロント市は、福祉詐欺を取り締まる対策として生体認証の手法の採用を検討していることが明らかになった。コミッショナーは（オンタリオ州におけるプライバシー保護の監督機関として）、市当局、および州政府の福祉担当部局と共同で、必要なプライバシー保護措置を含んだ法制度をつくるための作業を行っている。

〔中略〕

コミッショナーは、生体認証は、どのような方法を採用するのことはさておき、暗号処理をした上で利用されるべきであると主張した。これは、これまで先例にはない要件であり、生体認証の利用に関する他の法律にも以前存在したことがなかったものである。コミッショナーの行政に対する提案は、生体認証技術が利用される前に設けられるべき次のような手続的および技術的なプライバシー保護措置を講じるように求めるものであった。

- ・生体認証（トロント市の場合、指画像）は、暗号処理されるものとする。
- ・暗号処理された指画像の利用は受給資格の確認に限られるものとする。したがって、社会的な規制もしくは監視の手段として利用されないことを保障するものでなければならない。

- ・本人識別できる指紋は、データベースに格納された暗号処理された指画像からこれを再現してはならないものとする。したがって、ありそうな指紋（例えば、犯罪に関連して取り込んだ画像から選んだ一つ）を、データベースに格納された暗号処理された指画像と照合してはならないものとする。
- ・暗号処理された指画像は、それ自体を身分証明書として利用してはならないものとする。
- ・暗号処理された指画像自体を単独で個人の本人確認に利用することはできないものとする〔略〕。
- ・生体認証データベースにアクセスできる者およびアクセスの目的について厳しい管理体制を敷くものとする。
- ・警察または行政機関のような外部機関がアクセスを求めてきた場合には、事前に裁判所の許可状もしくは令状の呈示を前提とするものとする。
- ・いかなる給付データベース（例えば、支払歴のような個人情報）も、氏名もしくは生年月日のような本人確認情報とは別途に保管されなければならないものとする。

オンタリオ州は、その後、社会扶助改革法（Social Assistance Reform Act）を定めた。この法律は、コミッショナーが勧告した保護措置をすべて取り入れたものではないが、かなり勧告に近い内容のものである。コミッショナーは、この法律に盛り込まれた、暗号処理されたバイオメトリクス（生体認証）の利用に関するプライバシー保護措置の範囲の規定は、他に前例がないものと考えている。この法律には、次のような保護措置が盛り込まれている。

- ・この法律の下で収集されたいかなる生体認証情報も暗号処理されなければならないものとする。
- ・暗号処理された生体認証は、他の生体認証情報もしくはデータベースと接続できる本人確認情報としては利用してはならないものとする。
- ・暗号処理された生体認証情報に限り、暗号化された様式で保存もしくは移転することができるものとし、かつ所定の様式において破棄することができるものとする。

- ・ 原本の生体認証は、暗号処理後に廃棄されなければならない。
- ・ いかなるプログラム情報も、暗号処理された生体認証情報といっしょに保存してはならないものとする。

さらに、この法律は、次のような規定を置いている。

局長も管理者も、暗号処理された生体認証情報から原本の生体認証サンプルを復元したりまたはそれを保存したりできないように、または、原本の生体認証サンプルと当該個人から直接入手していない生体認証情報の複製もしくは写しとを照合できないようにシステムを運用するものとする。

すなわち、選択された生体認証情報は、暗号処理された生体認証情報から原本の生体認証パターンを復元したりまたはそれを保存したりできないようになっていなければならない。また、選択された生体認証情報は、当該個人から直接入手していない生体認証の複製もしくは写し（例えば、犯罪に関連して取り込んだ画像から選んだ一つ）と照合できないようになっていなければならない。したがって、福祉受給者の暗号処理された生体認証情報を格納するデータベースは、警察とはほとんど無縁なものとなる。ただ、当局もしくはその他第三者が生体認証情報にアクセスすることを望む場合には、裁判所の許可状もしくは令状の呈示ができるときに限り、その希望がかなえられることになる。それができないときには、当該データベースにアクセスすることが許されない。

また、生体認証情報の採取は、公開された方法で行わなければならない。この法律における「関連する個人から採取されるべき生体認証情報は、公開で、しかも当該個人から直接採取されるものとする」という定めに従わなければならない。

トロント市の生体認証計画は、この報告書の発表日現在、いまだ実施に至っていない。しかし、コミッショナーは、導入された法制度は、オンタリオ州での生体認証を用いた社会保障給付申請制度における確固たるプライバシー保護措置を用意できたものと考えている。また、コミッショナーは、社会扶助改革法は、行政給付プログラムやサービスにおける不正と戦うために生体認証技術の利用を考え始めている他の地域に対し、有用なモデルを提供することができた、と考えている。この法律における暗号処理された生体認証の利用に関する一連の安全措置にかかる規定は、付録 A として添付しておく。

## 生体認証と警察

〔中略〕

バイオメトリクス（生体認証）と警察とは、お互いに見知らぬ同士ではない。指紋は、100年以上にわたって犯罪容疑者や犠牲者の本人確認に利用されてきた。形式的には未熟であったが、写真やスケッチを使った顔面認識、つまり「重要手配犯」ポスターはそれ以上の長期にわたって利用されてきた。

警察界は最大の生体認証利用グループであり、1998年には生体認証費用が50%増加した。警察は、世界中で、犯罪容疑者と指画像とを照合するために自動指紋照合システム（AFIS）を利用している。その他さまざまな生体認証は、刑務所、警察署の留置所での管理、自宅謹慎命令の執行ならびに執行猶予者や保護観察処分者の行動を規制する目的で利用されている。

警察は、次第に、犯罪の解明を支援することをねらいにDNAベースの技術の利用に比重を強めてきている。DNAは、スピードの面で他の生体認証技術の域には達していないが、DNA照合の重要性は無視できない。DNAは、犯罪容疑者を有罪から無罪に導くのに利用されている。DNAは、犠牲者の身元確認に使われ、かつ、未解決の犯罪の犯人として起訴された人を照合するために使われる。こうした手続を支援するために、カナダを含む、数多くの地域で、DNAデータベースの創設あるいはその創設を検討中である。

警察にとって生体認証にどのような利点があるのかは、資料がよく整理されている。しかし、こうした利点を理解するためには、生体認証データベースがだれのものか識別される必要がある。この点は、数多くの重大な情報プライバシー権上の問題を含んでいる。DNAの利用は、それが本人確認を超える目的に使われる場合には、例えば、病気にかかり易い傾向や人種的な背景に関する情報を入手するために使われたりすると、潜在的なプライバシー問題を引き起こす。

ただ、警察の領域においては、プライバシーは絶対的に保護されるべき権利ではないことに注意することは重要である。カナダおよび他の国のデータベース保護立法においては、個人のプライバシー権と社会の利益とのバランスを考慮している。コミッショナーは、個人のニーズと社会のニーズがぶつからないようにバランスが保たれなければならないと考えているものの、このバランスを保つ

ためには法律を制定するのが最良の方法であるとの考えをとっている。したがって、コミッショナーは、生体認証の利用は法律によって規制されるべきである、という考えをとっている。

また、コミッショナーは、警察界は生体認証利用が増加しているので、二つの重要な任務を果たさなければならない、と考える。一つは、警察は生体認証の自らの利用を規制することである。本人確認に関する個人の権利は多くの分野においてしっかりと確立を見ている。ところが、生体認証にかかわる特定の分野における本人確認の権利はいまだしっかりと定義されていない。この点を言い訳にして、警察は、本人確認方法に利用されている他の手続と異なった形で生体認証技術を使っているとはいえないからである。

第二に、生体認証技術の扱いの経験のない人たち向けに、企業、雇用主、社会保障給付担当者などと同様に、この強力な技術の適切な利用のためのガイドラインが必要である。

〔中略〕

### 生体認証と消費者利用

コミッショナーは、第三の分野、すなわち消費者を対象とした企業によるバイオメトリクス（生体認証）の利用について検討した。さまざまな調査会社や業界専門家が、バイオメトリクス産業が近い将来大きく伸びることを予測している。

〔中略〕

予測が的中するかどうかはさておいて、生体認証の商業利用は、世界的にも拡大の一途にあることは明らかである。顔面ないしは目の虹彩認識が、自動預け払い機（ATM）に組み込まれている例がある。金融機関は、顧客の本人確認を行うために指認識を利用している。手形認識が主要なテーマパークへの入場管理に使われている。

生体認証に対する一般市民の理解や許容度が増してきているような兆候が見られる。例えば、あるアメリカでの調査では、回答を寄せた人の87%が指紋は合法的な本人確認方法であると考えているという。この調査では、次の場合に、指の画像を利用してよいとの考えを示している。91%の人が、高度な警備保障領域への出入りを管理する場合に、また、77%が、高額な小切手を現金化する人の本人確認をする場合に、さらには、76%が、大きな買い物にクレジットカードを利用する人の本人確認をする場合に、それぞれ

賛成している。回答者の5人のうち4人以上（83%）が、人の本人確認に指画像を利用することはその人を犯罪容疑者のように取り扱っているという見解を否定している。

消費者向けの生体認証の利用は、カナダにおいてははまだ珍しい。しかし、コミッショナーは、カナダがこの技術利用の飛躍的な拡大から隔離してはられないと予測している。

したがって、商業環境への生体認証の導入がプライバシーへの不当な締め付けにつながらないようにするために、コミッショナーは、『消費者へのバイオメトリクス（生体認証）の適用：検討用資料（Consumer Biometric Applications: A Discussion Paper）』を公表している。この資料は、消費者に対しこの技術の知識を習得してもらうことをねらいとしており、その技術の利用方法や利用の理由、企業と消費者双方にとっての潜在的な利益、この技術の利用に同意するに先立ち消費者が考えるべき数多くのプライバシー上の争点や問題をあげている。

とくに、コミッショナーは、民間部門に適用あるデータ保護法、あるいは生体認証型識別子の利用の関する特別法がないとしても、消費者は、自分の生体情報に関し、プライバシー権を保護されかつ説明してもらうことができなければならないと考えている。このためには、消費者は、自分生体認証を利用するかどうかについて、説明を受けた上で同意するかどうかを選択ができるように生体認証にともなう利益と危険の双方に対して注意を払うように求められる。

コミッショナーは、消費者が生体認証データシステムを登録することは、（公開鍵方式の暗号情報でその情報への厳格なアクセス規制を行う、あるいは、秘密情報を含んだ地域や装置への警備保障対策を講じてアクセス管理を実施するなどから、）ほとんどの場合、非常に個人的なものでありかつほとんど不変な自己の情報に対する支配権を放棄するように求められることになる、ということ消費者にアドバイスしている。しかし、コミッショナーは、同時に、生体認証は情報上のプライバシー権を死滅に追いやるものではない、と主張している。プライバシー擁護の立場は、反バイオメトリクス（生体認証）の立場であると考えべきではない。

生体認証データは、（公開鍵方式の暗号情報でその情報への厳格なアクセス規制を行う、あるいは、秘密情報を含んだ地域や装置への警備保障

対策を講じアクセス管理の実施をするなどして、)その所有者の支配の下に置くことができる場合は、逆に、それ自体を厳格な安全保障措置として利用することができる。こうした利用が可能であるとすれば、消費者は、自己の生体認証データの本人管理ができる状態にあると判断できることから、生体認証の利用を肯定してよいのではないが。

コミッショナーは、生体認証にかかわる情報プライバシー上の問題は、バイオメトリクス技術が公正な情報取扱慣行にしたがって利用されているという前提が整えば、十分に理解されたと考えている。コミッショナーは、『消費者へのバイオメトリクス(生体認証)の適用:検討用資料』において、生体認証データに対するプライバシー保護に向けて適用されるべき原則について検討を行っている。さらに、コミッショナーは、消費者の生体認証を利用する場合に必要とされる数多くの手続的および技術的なプライバシー保護措置を提言している。

#### むすび

確かなことは、次の二つである。

1) 行政、警察および企業による生体認証技術の利用は、今後の10年は飛躍的な伸びを見せるものと思われる。業界の関係者は、潜在的な利用は無限であると考えている。「いかなる場合に

においても、生体認証を取り入れる能力のある人と機械との相互関連が必要となる」、また、

2) 生体認証が情報プライバシー権に対する脅威とならないことを保障するために、法的、手続的および技術的な面での厳格な安全保障が必要不可欠になる。

生体認証がプライバシーの味方が敵かは、すべてその制度設計および当該情報の管理のあり方次第である。技術は、想定されている目的にそって設計できるとすれば、プライバシーを促進するものに作り上げることができる。

データ保護社会を目指し、すべての生体認証を、プライバシー侵害的なものとして全面的に拒否することは、どう見ても近視眼的である。行政、警察、企業での利用は、世界的にも拡大してきている。したがって、データ保護社会は、生体認証の利用を検討している公的部門や民間部門にある機関に対して、その利用にあたっては、プライバシー尊重社会の基準と期待に応える必要があるということ認識して行動しなければならないことを自覚するように求めている。社会は、生体認証に関して、その利点のみならず、問題点をも慎重に検討し、かつ、この技術が情報プライバシー権を意図的あるいは不適切に締め付けることのないような行動をするように責務を負っている。

## カナダ・オンタリオ州社会扶助改革法の 「生体認証情報」関連規定

「生体認証情報 (biometric information)」とは、個人の唯一無二の特性から引き出される情報をいう。ただし、写真もしくは署名画像は含まない。

#### 生体認証情報

第75条 (1) この法律またはこれに基づく規則が個人情報の収集もしくは利用を認めている場合には、次の目的に限り生体認証情報を収集もしくは利用することができる。

1. 個人が一度だけ申請者、受領者、配偶者もしくは扶養成人として登録しているかどうかを確認するため

2. 申請した個人が扶助を受ける資格があるかどうか本人認証をするため
  3. 個人が、金融機関その他の公認機関を通じて提供される扶助を受け、かつ、受領書をだす資格を確認するため
  4. 申請者、受領者、配偶者もしくは扶養成人が個人情報にアクセスする資格があるかどうかを確認するため
  5. 個人に、この法律の下で認められた目的のために音声その他の手段で電子的に申請をする資格があるかどうか確認するため
  6. 扶助または給付を受ける資格を確認するために、第71条もしくは第72条の下で結ばれる協定に従ってデータ照合を行うため
- (2) 生体認証情報は、この法律の下で、第73条もしくは第(1)項6号にいう協定にしたがい関連する個人からのみ収集することができる。
- (3) 生体認証情報は、第三者に開示してはならないものとする。ただし、次の場合を除く。
- (a) 裁判所の命令もしくは令状、
  - (b) 州所得税法もしくは連邦所得税法の下での社会保障給付を含む、社会保障給付プログラムの適格者であるかどうかを確認する目的で結ばれる第71条もしくは第72条の下での協定、または、
  - (c) 第73条
- (4) 関連する個人から収集されるべき生体認証情報は、公開で、当該個人から直接収集されるものとする。
- (5) 管理者は、生体認証情報については、この法律の下での職務の遂行に必要な者に限り、当該情報へのアクセスを認めかつそれを利用できるようにしなければならない。この場合において、第(1)項で認められるときを除き、生体認証情報はこれを唯一無二の申請身元確認もしくは一般的な個人申請確認として利用してはならない。
- (6) 管理者は、この法律の下で収集された生体認証情報がその収集後直ちに暗号処理され、その処理の後、原本の生体認証情報は破棄され、かつ、暗号処理された生体認証情報は、暗号化された様式においてのみ保存もしくは移転され、規定の方法に従い破棄されるようにしなければならない。
- (7) 局長も管理者も、暗号処理された生体認証情報から原本の生体認証サンプルを復元したりまたはそれを保存したりできないように、または、原本の生体認証サンプルと当該個人から直接入手していない生体認証情報の複製もしくは写しとを照合できないようにシステムを運用するものとする。
- (8) 個人に関する生体認証情報とともに保存が認められる個人情報は、当該個人の氏名、住所、生年月日および性別に限られる。
- (9) 州情報自由及びプライバシー保護法第67条ならびに地方情報自由及びプライバシー保護法第53条上、第(3)項の守秘規定はこれらの法律に優先する。

アメリカ・ニュージャージー州

「生体認証識別子プライバシー法」(仮訳)  
(Biometric Identifier Privacy Act)

《邦訳》 PIJバイオプライバシー研究プロジェクトチーム

アメリカでは、9・11同時多発テロ事件以降、本人確認に、顔面や指紋、手の静脈パターンなど“生体認証識別子(Biometric Identifier)”を活用する動きが徐々に広がりを見せている。その一方で、明確なルールもないまま、唯一無二の生体認証情報が官民双方の分野に拡散していく現状に対する国民の関心も高まってきている。今や、バイオプライバシー保護は、アメリカでも重い政治課題となってきているといっても過言ではない。

連邦議会では、「国土の安全」が先行し、いまだバイオプライバシー問題は背後に追いやられている感がある。しかし、諸州の中には、立法的な対応を探る州も出てきている。ニュージャージー州において、2002～2003年州議会(第210回議会)に、全米ではじめて「生体認証識別子プライバシー法(Biometric Identifier Privacy Act)」案(下院2448号、上院1915号)が提出され、注目を浴びた。

同法案は、第210議会において、2002年9月23日に州議会下院を通過、同年9月26日に州議会上院司法委員会に付託された。し

かし、最終的には成立に至らなかった。

同様の法案(下院1194号、上院980号)は、2004～2005年州議会(第211回議会)に提出された。2004年2月5日に州議会下院を通過、2004年2月9日に州議会上院司法委員会に付託されたが、成立に至っていない。しかし、バイオプライバシー法のあり方を点検する上で有益な資料となるものと思われる。

そこで、CNNニュース編集部は、PIJバイオプライバシー研究プロジェクトチーム(座長・石村耕治PIJ代表)に、同法案の翻訳をお願いした。この度、プロジェクトチームが「2004年下院法案1194号」の仮訳を終えたので、本号で紹介することにした。この翻訳資料が、わが国でのバイオプライバシー立法論議を展開する際の一助となればと願っている。

法案の翻訳紹介に先立ち、まず、この法案の目的について、石村座長に、我妻PIJ事務局長が聞いた。

(CNNニュース編集部)

## 《石村座長に、我妻PIJ事務局長が聞く》

なぜニュージャージー州なのか

(我妻)アメリカでは、同時多発テロの発生以降、顔面とか、指紋など“生体認証識別子(Biometric Identifier)”を活用する動きが広がっているとのことですが。なぜ、アメリカ諸州のうち、ニュージャージー州が生体認証識別子プライ

バシー法(Biometric Identifier Privacy Act)の制定に積極的なのでしょう。

(石村)実は、同州には、生体認証を使った安全技术の研究開発・販売を行っているグローバル企業、“アイデンテックス社(Identix Inc.)”の研究開発センターがあります。同時多発テロ以降に新たにつくられた連邦の国土安全省(DHS=Department of Homeland Security)などの御用達企業です。

(我妻)アイデンテックス社とは、どの程度の規



模の企業なのですか。

(石村) 同社のホームページ (HP) によると、従業員が500人程度のベンチャー企業です。1982年に設立され、1985年に株式公開されています。ミネソタ州に本社があり、ニュージャージー州、バージニア州、カリフォルニア州、それからイギリスにそれぞれ拠点を持っています。

(我妻) 国民監視が大好きなイギリスでも、同社が事業展開をしているようですから。何となく、この企業の「体臭」を感じ取ることができますね。

(石村) まあ、「軍需企業」ではないとしても、「監視社会化御用達企業」であることは間違いなし、といえます。

(我妻) 同社の事業内容はどのようなのでしょうか。

(石村) 同社は、アメリカのライブスキャン市場の70%を押さえているようです。それから、1億人以上の指紋の型式を保有しているようです。顔面認識技術や指紋パターンなどを応用した国民背番号プログラム、運転免許証システム、選挙人登録システム、企業の社員管理システムなどの開発・販売が、主な事業なようです。

(我妻) 資本主義は、DNAを含むいろいろな生体情報を活用した製品を開発して売るとか、人体の臓器をパーツにして商品にするとか、何でも利益につなげていきますからね。いつも、倫理とか、宗教とか、社会的責任とかは、後追いの状況です。どういったルールをつくっていけばいいのか、本当に難しいですね。

(石村) さまざまな先端技術が登場してくると、プライバシー権をはじめとした「人格権」、「人権」をどう考えていくのかは、社会科学だけで考えていくのには、限界がありますね。

(我妻) 法哲学とか、法社会学とか、もっと活躍を願わないといけないようですね。

(石村) 仰せのとおりですね。それから、例えば、クローン人間をつくる技術をとりあげても、わが国で禁止しても、他国で進めていきますから……。一国における民間の自主規制や政府規制で持ってルールをつくるのが難しいとなれば、多数国間条約でコントロールして行くよりないでしょう。この場合、グローバルなルールを考えていく学問が求められていますね。それが、法哲学なのかどうかは別として……。

(我妻) ジャーナリストのような学者や研究者が増えて、本当の人間科学をしっかり勉強する人たちが少なくなりましたからね。

(石村) プライバシー法とかやっている研究者もひどい。運動論だけ、あるいは役所の御用聞き専門のような人たちがほとんどですから。プライバシー法は、いまだ輸入学問でつないでいる分野です。余ほど外国語ができないと、研究者を続けるのは無理な分野です。

(我妻) あえていえば、北朝鮮専門のジャーナリストが、大学の先生になっているのと同じような実情ですか……。ああした連中は「学問」なんぞやっているのですか、こんなのに自分の子どもが教わるのはかわいそう、とってしまうのもしばしばですからね……。

(石村) 「アカデミック・ジャーナリスト」とかいうジャンルの人たち……。まあ、いずれ、本物しか生き残れない淘汰の時代がきますから。

(我妻) 話しがそれてしまいましたが。それで、ニュージャージー州の「生体認証識別子プライバシー法」案は、アイデンテックス社をターゲットにしたものなのでしょうか。同州には同社の研究施設があると聞きましたので。

(石村) 分かりません。しかし、こうした立法は、そうした事実も織り込んで考えてよいと思います。こうした企業の「営業の自由」とバイオプライバシーといった「人権」との調和を考えた法律であることは確かです。

(我妻) いわゆる「哲学」はほとんどないわけですね。実用法学的な視点からの対応ということで……。

(石村) 仰せのとおりです。プラグマティズムの国、アメリカでの「現実的対応」がねらいですね。

#### 生体認証識別子プライバシー法の趣旨

(我妻) ニュージャージー州の「生体認証識別子プライバシー法」案は、指紋とか、声紋とか、静脈パターンとか、いわゆる「生体認証識別子 (Biometric Identifier)」情報の活用を禁止する法律でないのですね。

(石村) 仰せのとおりです。法案は、生体認証情報は、本人の同意なしには、収集、利用、開示、第三者への提供はまかりならぬ、ということ骨子としたものです。また、保有者に守秘義務を課しています。したがって、本人からの承諾なしに、民間機関や政府機関がその者の生体認証情報を収集・保存、譲渡、貸借、開示はできない。唯一、連邦法、州法がそれを認める場合か、あるいは、法執行を目的に令状等による強制開示が求め

られる場合には、本人の承諾なしに、それができ  
ることになっています。

(我妻) 罰則はあるのですか。

(石村) 法律が求める安全確保措置を講じない場  
合には、それぞれの違反につき、2万5千ドルの  
料料がかされます。

(我妻) 他人の生体認証情報保有者は、料料で済  
むわけですか。

(石村) 不正な開示で被害を受けた情報主体(生  
体認証情報主体)は、州裁判所へ訴え、さらなる  
違反の差し止め、損害賠償、訴訟費用を請求でき  
ます。

(我妻) こうした制裁は、行政機関も負うわけ  
ですね。

(石村) 仰せのとおりです。政府機関は、民間機  
関と同様に、生体認証情報を収集・保存、譲渡、  
貸借、開示などに際しては、本人(生体認証情報

主体)の承諾を得るように求められます。それか  
ら、民間機関や政府機関は、本人から求めがある  
場合には、情報の開示・内容訂正等に応じるよう  
に求められます。ハッとするようなサプライズ  
(驚異に内容)はあまりない、ですね。

(我妻) こうした法律を定めたということは、逆  
に、生体認証情報の利用を促進する「呼び水」に  
なりかねないということはないですか？

(石村) 「呼び水」になるかどうかは、分かりま  
せんが・・・。

(我妻) 石村代表は、適用範囲について「民間機  
関や政府機関」と言っておりますから、この法律  
は、官民双方の分野に適用ある、いわゆる「オム  
ニバス方式」を採用しているわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。

(我妻) 大体、法案の骨子は分かりました。あり  
がとうございました。

## ニュージャージー州第211回議会提出

# 生体認証識別子プライバシー法(仮訳)

Biometric Identifier Privacy Act (2004年下院法案1194号)

第1条 この法律は、「生体認証識別子プライバシー法」と称しかつ引用されるものとする。

第2条 この法律において、

「生体認証識別子」(biometric identifier)とは、網膜もしくは虹彩のスキャン、指紋、声紋、また  
は手形もしくは顔面認識の記録をいう。

「政府機関」(Governmental entity)とは、ニュージャージー州、その機関、公社もしくはその職  
員、または、カウンティ、ニュニスパリティ、学校区、その機関、公社もしくはその職員を含むニュ  
ージャージー州の下位の統治団体をいう。

第3条 第(a)項 他の法律に別段の定めがある場合の除き、何人も、商業上の利益を得る目的で、  
個人の生体認証識別子を、当該個人の承諾を得ることなしに取得してはならない。

第(b)項 個人の生体認証識別子を保有するものは、他人に当該個人の生体認証識別子を譲渡、  
貸与もしくは開示してはならない。ただし、次の場合は別とする。

第(1)号 その譲渡、貸借もしくは開示にあたり、当該個人の同意がある

第(2)号 その譲渡、貸借もしくは開示が、当該個人が求めかつ承諾した金融取引を遂行するた  
めのものである

第(3)号 その譲渡、貸借もしくは開示が、連邦法もしくは州法により義務づけられるかもし  
は許容される、または、

第(4)号 その譲渡、貸借もしくは開示が、法律執行目的で捜査機関により行われるもしくは当

該機関に対して行われる

第(c)項 個人の生体認証識別子を保有するものは、その生体認証識別子を、相当の注意を払い、かつ、そのものが他の秘密情報を保存し、伝達しかつ保護する以上の方法において、保存し、伝達しかつ保護しなければならない。

第(d)項 本条違反により被害を受けたものは、さらなる違反を差し止めかつ当該違反によって被った現実の損害賠償を求めて、訴訟費用および合理的な額の弁護士費用を含めて、州上訴裁判所に訴えを提起することができる。

第(e)項 何人も、本条の規定に違反した場合には、各違反につき2万5千ドルを超えない範囲まで料金を支払わなければならない。当該料金は、「1999年罰金徴収法」(1999年 公法274号)に基づいて強制徴収するものとする。

第4条 第(a)項 政府機関は、保有する個人の生体認証識別子を、他人に譲渡、貸与もしくは開示してはならない。ただし、次の場合は別とする。

第(1)号 その譲渡、貸借もしくは開示にあたり、当該個人の同意がある

第(2)号 その譲渡、貸借もしくは開示が、連邦法もしくは州法により義務づけられるかもしくは許容される、または、

第(3)号 その譲渡、貸借もしくは開示が、法律執行目的で捜査機関により行われるもしくは当該機関に対して行われる

第(b)項 個人の生体認証識別子を保有する政府機関は、その生体認証識別子を、相当の注意を払い、かつ、そのものが他の秘密情報を保存し、伝達しかつ保護する以上の方法において、保存し、伝達しかつ保護しなければならない。

第(c)項 個人の生体認証識別子を保有する政府機関は、自己が保有する当該個人の生体認証識別子が不正確である場合には、本人がそれを訂正することができるように合理的な手続を定めるものとする。当該手続は、それを利用する個人に不当な負担をかけるものであってはならない。

第(d)項 本条違反により被害を受けたものは、さらなる違反を差し止めかつ当該違反によって被った現実の損害賠償を求めて、訴訟費用および合理的な額の弁護士費用を含めて、州上訴裁判所に訴えを提起することができる。

第(f)項 本条のもとで蓄積された情報は、1963年公法73号(改正を含む)に基づく情報公開の対象にはしないものとする。

第5条 この法律は制定の日から施行する。

## 意見表明

この法案、すなわち「生体認証識別子プライバシー法」は、生体認証識別子の利用や流通に対する指針を提供し、かつ、当該情報の不正利用に対し料金をかすものである。

生体認証識別子とは、網膜もしくは虹彩のスキャン、指紋、声紋、または手形もしくは顔面認識の記録をいう。生体認証技術は、コンピュータ技術を利用する際の個人の自動確認、本人確認、本人認証を権利侵害することなしに行う方法である。この技術は、身体的特徴の画像を取得し、かつ、「型式」(template)をつくるためにアルゴリズムを利用するものである。この「型式」は、

暗号化され、伝達および保存される。保存された「型式」は、次に、必要に応じて、生の「型式」と比較される。この技術は、刑事犯の確認、空港の警備システム、入国審査、さらには、インターネット事業取引の際の認証に利用されている。

この法案の定めによれば、何人も、他の個人の生体認証識別子情報を、商業上の利益を得る目的で、当該個人の承諾を得ることなしに取得してはならないとされる。この法案は、個人の生体認証識別子を保有するものは、他人に当該個人の生体認証識別子を譲渡、貸借もしくは開示することを禁止する。ただし、その譲渡、貸借もしくは開示にあたり、当該個人の同意がある場合、その譲渡、貸借もしくは開示が、当該個人が求めかつ承

諾した金融取引を遂行するためのものである場合、その譲渡、貸借もしくは開示が、連邦法もしくは州法により義務づけられるかもしくは許容される場合、または、その譲渡、貸借もしくは開示が法律執行目的で捜査機関により行われるもしくは当該機関に対して行われる場合は、別である。個人の生体認証識別子を保有するものは、その生体認証識別子を、相当の注意を払い、かつ、そのものが他の秘密情報を保存し、伝達しかつ保護する以上の方法において、保存し、伝達しかつ保護するように求められる。

この法案は、本法違反により被害を受けたものが、その後の違反を差し止めかつ当該違反によって被った現実の損害賠償を求めて、訴訟費用および合理的な額の弁護士費用を含めて、州上訴裁判所に訴えを提起することができる旨を定める。また、この法案は、本法に違反するものに対する料金をかしている。

さらに、この法案は、政府機関に対し、保有する個人の生体認証識別子を、他人に譲渡、貸借も

しくは開示することを禁止する。ただし、その譲渡、貸借もしくは開示にあたり、当該個人の同意がある場合、その譲渡、貸借もしくは開示が、連邦法もしくは州法により義務づけられるかもしくは許容される場合、または、その譲渡、貸借もしくは開示が、法律執行目的で捜査機関により行われるもしくは当該機関に対して行われる場合は別である。個人の生体認証識別子を保有する政府機関は、その生体認証識別子を、相当の注意を払い、かつ、そのものが他の秘密情報を保存し、伝達しかつ保護する以上の方法において、保存し、伝達しかつ保護するように求められる。また、この法案は、個人の生体認証識別子を保有する政府機関に対し、自己が保有する当該個人の生体認証識別子が不正確である場合には、本人がそれを訂正することができるように合理的な手続を定めるように求める。この法案は、こうした手続が、それを利用する個人に不当な負担を課すものであってはならない旨を定めている。

## PIJ定時総会へのご案内

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) の定時総会を開催します

日時 2005年5月7日(土) 午後2時開催(受付は1時半から)

場所 東京都豊島区立勤労福祉会館特別会議室 (Tel. 03-8980-3131)

池袋駅南口下車徒歩7分

(JR山手線・埼京線、東武東上線、西武池袋線、地下鉄 有楽町線・丸の内線)

議題 事業報告、役員選任報告、新年度事業方針および事業計画

記念講演

生体認証型ICカード普及に潜むワナ

～ 憂慮されるイギリスの生体認証型

総IDカード制導入法案の行方

講師 石村耕治 (PIJ代表・白鷗大学教授)

総会会場です



## 時事コラム

## 気まぐれなストックオプション課税を黙認した最高裁判決

— 違憲な「きまぐれ課税」を黙認し、行政に追従した司法判断

CNNニュース編集部

**ス**トックオプション（株式購入権）による利益は、一時所得か、給与所得か、かねてから争われてきた。2005年1月25日に、最高裁は、「給与所得にあたる」との初の判断を示した。この最高裁判決で、司法レベルでは「給与所得」で決着をみた。

ストックオプションは、最近まで、わが国ではなじみが薄かった。国税庁は、このストックオプションから得た利益を「一時所得」として課税してきた。ところが、1997年の商法改正でストックオプションが本格導入されたのを契機に、国税庁は「給与所得」として課税する見解を示した。この際に、「一時所得」として申告していた外資系日本企業の役員らに3年分にさかのぼって追徴課税をした。このため、争訟が相次ぎ、百件近くにのぼった。下級審における判断では、「一時所得」、「給与所得」と、判断が分かれていた。

伝えられるところによると、国税庁は、一時誤った指導があったため、統一見解を出す前に一時所得として申告した人には過少申告加算税を課さなかったという。しかし、これを、見方によっては大きな問題である。

今回、最高裁が「給与所得」としたことで、司法レベルでは、「給与所得」と統一されることになる。

## 「気まぐれ課税」に目をつむる最高裁判決

問題は、従来は「一時所得」として課税していた課税取扱を急に「給与所得」に変更し、しかもその取扱を過去にさかのぼって適用したことである。こうした「きまぐれ課税」を許さないというのが、憲法が定める租税法律主義の趣旨であるはずだ。つまり、どのような課税になるのか納税者があらかじめ予測ができるように課税要件などは法律にしっかり定められている必要がある、というのが憲法のルールだ。

ところが、今回のストックオプション利益課税

取扱の変更は、法律によるのではなく、国税当局の一方的な判断で税金をもっと取れるように所得の種類は変える、しかも、そうした変更がいつ行われたのかも納税者には周知されることもなかったわけである。こうした「気まぐれ課税」がまかりとおり、司法がこの点については沈黙し、単にストックオプション利益は「一時所得」と判断したところに、今回の最高裁判決の大きな問題がある。

## ストックオプション制度とは何か

ストックオプション制度とは、会社の役員や従業員が、将来の一定期間に予め定められた価格（権利行使価額）で会社の株式を購入できる権利をいう。これら役員や従業員は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、会社の株式を取得し、売却することにより、株価上昇分の報酬が得られるという一種の報酬制度。報酬額が企業の業績向上による株価の上昇と直接連動することから、権利を付与された取締役や従業員の株価に対する意識は高まり、業績向上へのインセンティブとなる。また、結果として、業績向上が株価上昇につながれば株主にも利益をもたらす。

アメリカでは、報酬制度として定着。わが国では、外資系の法人の役員に与えられる程度であった。しかし、その後、ストックオプション制度は、1995〔平成9〕年5月の商法改正で導入され、1997〔平成9〕年4月施行の商法改正において「新株予約権の無償発行」として新たに整備された。

## 信頼に足りうる「司法府」であるのか？

国民・納税者は、司法府・裁判所に対し、行政府が法律にしたがって国民の権利・利益のために正しい行動しているのか、厳しくチェックして欲

しいと願っている。ところが、行政の気まぐれには目をつむり、結果として遡及課税が放置されることを黙認している最高裁の姿勢は解せない。とりわけ、今回の判断を示した最高裁第三小法廷の藤田宙晴裁判長は、前職は行政法専攻の東北大学教授であった。三権分立の意義については十分過ぎるほどの見識をもっている人物と思われただけに、今回の判決には失望を覚える。もちろん、こうした人物だからこそ、最高裁判事になれたということもあるのかも知れないが、司法府に対する国民・納税者の信頼を取り戻すにはどうしたらよいかは重い課題である。

司法府・裁判所で、裁量的な税務行政の不当性を問う国民・納税者が増えてきている。しかし、

こうした司法府・裁判所の姿勢が続くとすれば、納税者・国民の予測可能性を高め裁量的な税務執行をコントロールするために、立法府にその対応を求めざるを得まい。もっとも、この立法府も、元役人であった議員と、行政の手助けがないとほとんど法律づくりは至難な世襲の議員が大勢を占める常態。もっとも、こんなことを嘆いてばかりでは問題の解決にはつながらないが。憲法のルールに違反するような国税当局の課税取扱の変更で、さかのぼって重い税負担を強いられることになる納税者はたまらない。また、こうした課税取扱を黙認する最高裁は、正義の府からはほど遠い存在のようにみえる。

## 年末年始カンパへのお礼

PIJは、無党派の非営利組織として、市民の目線でプライバシーを守るための政策提言を中心とした活動を続けてきております。2004年～2005年の年末年始カンパのお願いに対しましては、会員の皆さまはもちろんのこと、会員外の皆さまからも多大なご支援・ご協力をいただきました。ご支援・ご協力をいただいた方々のお名前を掲げるのは、プライバシー保護の観点から差し控えさせていただきますが、本当にありがとうございました。CNNニュースの紙面を借りて、心からお礼申し上げます。

運営資金事情の厳しい折、皆さま方から寄せられた浄財は、PIJの政策提言活動に有効に活用させていただきます。

2005年2月1日

PIJ代表 石村 耕治  
PIJ事務局長 我妻 憲利

編集  
及  
び  
発  
行  
人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)  
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021  
Tel/Fax 03-3985-4590

編集・発行人 中村克己・高橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)  
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro  
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan  
President Koji ISHIMURA  
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2005.4.1発行 CNNニュースNo.41

### 入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方だけにだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピ・アイ・ジェ - (PIJ)

### NetWorkのつぶやき

- ・河村たかしPIJ相談役が名古屋市長選出馬を取りやめた。「身勝手」との声も。だが、「朗報」と解したい。これまで以上に、市民の目線で活躍願いたい。
- ・今度は、「民間総理」を目指すとか？「総理の民営化？」、庶民にはチト難題。
- ・それより、どうする  
"バイテク"問題！（N）